半期報告書

(第3期中) 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

EDINETによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

本書はその変換直前のワードプロセッサファイルを原版として印刷されたものであります。

目次

第一部	邓【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
	1【主要な経営指標等の推移】	1
	2【事業の内容】	3
	3 【関係会社の状況】	5
	4【従業員の状況】	6
第 2	【事業の状況】	7
	1【業績等の概要】	7
	2【生産、受注及び販売の状況】	9
	3【対処すべき課題】	9
	4 【経営上の重要な契約等】	9
	5【研究開発活動】	9
第3	【設備の状況】	10
	1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
	2【道路資産】	10
第4	【提出会社の状況】	13
	1【株式等の状況】	13
	2【株価の推移】	14
	3【役員の状況】	14
第5	【経理の状況】	15
	1【中間連結財務諸表等】	16
	2【中間財務諸表等】	59
第6	【提出会社の参考情報】	86
第二部	邓【提出会社の保証会社等の情報】	87
第1	【保証会社情報】	87
第2	【保証会社以外の会社の情報】	87
	1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	87
	2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	88
	3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	88
第3	【指数等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	[中間監査報告書]	

【表紙】

【事務連絡者氏名】

【提出書類】 半期報告書

 【提出先】
 東海財務局長

 【提出日】
 平成19年12月26日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 中日本高速道路株式会社

【英訳名】 Central Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 文雄 【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦二丁目18番19号

【電話番号】 052-222-1620 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 横山 明巳

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦二丁目18番19号

【電話番号】 052-222-1620 (代表)

【縦覧に供する場所】 中日本高速道路株式会社 東京事務所

(東京都港区虎ノ門三丁目8番21号)

経理部長 横山 明巳

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 10月 1 日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
営業収益(百万円)	339, 613	360, 835	359, 611	690, 267
経常利益(百万円)	30, 290	25, 538	23, 570	20, 191
中間(当期)純利益 (百万円)	17, 151	15, 101	11, 882	11, 649
純資産額(百万円)	166, 349	175, 948	142, 547	160, 847
総資産額(百万円)	822, 071	1, 070, 398	814, 166	995, 564
1株当たり純資産額(円)	1, 279. 61	1, 353. 45	1, 096. 52	1, 237. 28
1株当たり中間(当期)純利 益金額(円)	131. 94	116. 17	91.41	89. 61
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	-	_	_	_
自己資本比率(%)	20.2	16. 4	17.5	16. 2
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△179, 232	△102, 070	5, 660	△288, 389
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△7, 471	△6, 714	△10, 224	△19, 285
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	61,870	103, 261	100, 264	214, 898
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高(百万円)	64, 376	90, 911	189, 210	96, 434
従業員数 (人)	2, 493	4, 792	2, 273	2, 482

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 - 4. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの 6ヶ月間であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 10月 1 日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
営業収益(百万円)	329, 557	354, 418	359, 611	671, 735
経常利益(百万円)	26, 411	24, 315	23, 591	14, 099
中間(当期)純利益 (百万円)	14, 975	14, 648	11, 903	8, 011
資本金(百万円)	65,000	65, 000	65, 000	65,000
発行済株式総数 (千株)	130, 000	130, 000	130, 000	130, 000
純資産額(百万円)	164, 193	171, 877	142, 567	157, 229
総資産額(百万円)	809, 821	1, 060, 786	814, 169	980, 299
1株当たり純資産額(円)	1, 263. 02	1, 322. 13	1, 096. 68	1, 209. 46
1株当たり中間(当期) 純利 益金額(円)	115. 19	112. 67	91. 57	61.63
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)		1	_	_
1株当たり配当額(円)	_	_	_	_
自己資本比率(%)	20.3	16. 2	17. 5	16.0
従業員数 (人)	2, 282	2, 161	2, 261	2, 270

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 - 4. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間における、当社グループが営む事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動は概ね以下のとおりです。

(1) 高速道路事業

当社は、平成19年4月2日に東日本高速道路㈱(以下「東日本高速道路」といいます。)及び西日本高速道路㈱(以下「西日本高速道路」といいます。)と共同して、新設分割により㈱高速道路総合技術研究所(以下「高速総研」といいます。)を設立し、当社中央研究所から高速総研へ高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発の営業を承継させ、高速総研はより高水準で効率的な調査・研究及び技術開発に着手しております。なお、高速総研は企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。

これに伴い、高速総研を新たに持分法適用関連会社に含め、高速総研の業務を研究開発業務と位置付けております。

当事業における主要な業務ごとの当社及び関係会社の位置付けは、以下のとおりであります。

料金収受業務 (連結子会社)

中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱

交通管理業務 (持分法非適用関連会社)

中日本ハイウェイ・パトロール(株)

保全点検業務 (持分法非適用関連会社)

㈱クエストエンジニア、道路通信エンジニア㈱

維持修繕業務 (持分法非適用関連会社)

中部道路メンテナンス㈱、㈱クエストエンジニア

研究開発業務 (持分法適用関連会社)

㈱高速道路総合技術研究所

その他業務(注) (持分法適用関連会社)

㈱NEXCOシステムズ

(注). 高速道路の通行料金、交通量等の電子計算等の業務であります。

(2) 休憩所事業

当中間連結会計期間において、事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

(3) その他 (関連) 事業

当中間連結会計期間において、事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

以上の結果、平成19年9月30日現在では、当社グループは、当社、子会社3社及び関連会社7社により構成されております。(注1、2、3)

(注) 1. 高速道路事業に関して、当社は、当社が行う業務の根幹をなす高速道路の維持管理業務について、当社グループの一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施することを目的として、半期報告書提出日現在、維持管理業務を行う会社の株式を取得し、以下の会社を連結子会社としております。詳細については、後記「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) I 株式取得による会社の買収」をご参照ください。

交通管理業務 中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱

取得の日:平成19年10月1日 議決権比率:100%

保全点検業務 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱

取得の日:平成19年12月12日 議決権比率:57.3% 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱ 取得の日:平成19年10月29日 議決権比率:58.0% 維持修繕業務 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱

取得の日:平成19年11月6日 議決権比率:73.5%

中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱

取得の日:平成19年12月13日 議決権比率:100%

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱

取得の日:平成19年11月19日 議決権比率:100%

中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱

取得の日:平成19年11月1日 議決権比率:100%

なお、議決権比率は当社の持分にかかる比率です。

2. 高速道路事業に関して、当社は、不動産関係業務の効率化、当社グループ内における人材派遣業務への対応及び福利厚生の充実を図るため、平成19年12月6日の取締役会において、子会社を設立することを決議し、NEXCO中日本サービス㈱を平成20年2月1日(予定)に設立することとしております。

詳細については、後記「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) Ⅲ 子会社等の設立」をご参照ください。

3. その他(関連)事業に関して、当社は、福利厚生の充実を図るため、平成19年12月6日の取締役会において、関連会社を設立することを決議し、㈱NEXCO保険サービスを平成20年2月1日(予定)に設立することとしております。

詳細については、後記「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) Ⅲ 子会社等の設立」をご参照ください。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに当社の持分法適用関連会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(㈱高速道路総合技術 研究所(注2)	東京都町田市	45	高速道路事業	33. 3	高速道路技術に関する調査・研究及び 技術開発業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(圃場) 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 2. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。
 - 3. 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)では、中日本ハイウェイ・パトロール(㈱他3社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
 - 4. 当社は、当社が行う業務の根幹をなす高速道路の維持管理業務について、当社グループの一部門として、 戦略を共有しながら一体的に実施することを目的として、半期報告書提出日現在、維持管理業務を行う 会社の株式を取得し、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱他6社を連結子会社としております。 詳細については、後記「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連 結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) I株式取得による会社の買収」をご参照ください。
 - 5. 当社は、不動産関係業務の効率化、当社グループ内における人材派遣業務への対応及び福利厚生の充実を図るため、平成19年12月6日の取締役会において、子会社等を設立することを決議し、高速道路事業のうち不動産関係業務及び人材派遣業務を行う子会社としてNEXCO中日本サービス㈱を、その他(関連)事業のうち保険代理店業務を行う関連会社として㈱NEXCO保険サービスを、いずれも平成20年2月1日(予定)に設立することとしました。

詳細については、後記「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) Ⅲ 子会社等の設立」をご参照ください。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	4, 178
休憩所事業	237
その他(関連)事業	24
全社 (共通)	353
計	4, 792

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 - 2. 平成19年4月1日付けで㈱ウェイザ他2社から連結子会社である中日本エクストール横浜㈱及び中日本エクストール名古屋㈱へ、平成19年7月1日付けで中日本道路サービス㈱他3社から中日本エクストール名古屋㈱へ事業譲受がなされました。これに伴い、中日本エクストール横浜㈱及び中日本エクストール名古屋㈱が㈱ウェイザ他6社の退職した従業員の一部の移籍を受け入れるなどした結果、前連結会計年度末と比較し、従業員が2,310名増加しております。
- (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	2, 161

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

事業の種類別セグメントの名称	(自 平成18	告会計期間 3年4月1日 3年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
事未の性規別とククマドの右例	営業収益 (百万円)	営業利益又は営業 損失(△) (百万円)	営業収益 (百万円)	営業利益又は営業 損失(△) (百万円)	
高速道路事業	317, 506	24, 545	342, 614	20, 049	
休憩所事業	13, 688	5, 530	13, 118	5, 395	
その他(関連)事業	8, 417	△30	5, 103	△69	
合計	339, 613	30, 046	360, 835	25, 375	

- (注) 1. セグメント間の取引は相殺消去しております。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、全体的に企業業績が好調であり、設備投資の拡大が続くとともに雇用情勢も改善傾向にあるなど、景気は総体として回復基調にありました。これら好調な景気を背景として、当社が管理する高速道路の交通量も前年同期を上回り、堅調に推移しました。

このような環境の中で、お客様に満足していただけるサービスを提供することにより、安全で利用しやすい 高速道路の実現に向けた取り組み等を行った結果、営業収益が360,835百万円(前年同期比6.2%増)、営業利 益が25,375百万円(同15.5%減)となり、法人税等を控除した中間純利益は15,101百万円(同12.0%減)となり ました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、第一東海自動車道(東名高速道路)などを含む計23路線1,702km(平成19年9月30日現在)の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。こうした中、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより、営業収益は342,614百万円(同7.9%増)、営業利益は20,049百万円(同18.3%減)となりました。

(休憩所事業)

休憩所事業においては、同事業の運営子会社である中日本エクシス㈱(連結子会社)と一体となって、「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、新しいサービスエリアの創造を推進してまいりました。

当社は、当社の管理するサービスエリア・パーキングエリアのうち営業施設が設置されている箇所の敷地及 び建物等について、サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理運営を専門的・効率的に推し進める ために当社全額出資で設立した中日本エクシス㈱に賃貸しました。

中日本エクシス㈱の本格的な休憩所事業開始から2年目を迎え、営業収益は13,118百万円(同4.2%減)、営業利益は5,395百万円(同2.5%減)となりました。

(その他(関連)事業)

その他(関連)事業は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業及びカードサービス事業等であります。

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

トラックターミナル事業においては、金沢トラックターミナルの敷地を、北陸高速道路ターミナル(株) (持分 法適用の関連会社) に賃貸しました。

その他、占用施設活用事業や物販事業等を展開するほか、カードサービス事業へ進出しております。

カードサービス事業においては、提携会員カード「プレミアムドライバーズカード」を発行しており、各種 プロモーション活動を展開して入会促進を図りました。

これらの業務内容を堅実に実施しましたが、カードサービス事業等における費用発生が先行した結果、営業収益は5,103百万円(同39.4%減)、営業損失は69百万円(前中間連結会計期間は営業損失30百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益25,601百万円(同15.1%減)に加え、減価償却費6,427百万円(同5.1%増)、支払利息5,172百万円(同61.3%増)などとなったものの、たな卸資産の増加額が85,968百万円(同31.0%減)、仕入債務の減少額45,259百万円(同31.1%減)などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、102,070百万円(同43.1%減)の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産等」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金機械、ETC (注) 装置等の設備投資7,930百万円 (同163.7%増) 等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、6,714百万円 (同10.1%減) の資金支出となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の 通行料金の支払いを行うシステムです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債(政府保証債)の発行による収入79,479百万円(同14.4%増)、金融機関等からの長期借入れによる収入50,000百万円による増加があった一方、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)から承継した長期借入金債務についての返済26,217百万円(同245.7%増)(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額24,429百万円を含みます。)により、財務活動によるキャッシュ・フローは、103,261百万円(同66.9%増)の資金収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の期末残高は、前中間連結会計期間末に比べ26,535百万円増加し、90,911百万円(同41.2%増)となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び 受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の 重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることでありま す。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路と共同して高速総研を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、9百万円であります。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産等」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに30,243百万円の仕掛道路 資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりと なっております。

路線、	・区間等	帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円) (注2)	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線	八王子JCT 改築	平成19年6月	9, 517	
一般国道468号 (首都圈中央連絡自動車道)	東京都八王子市裏高尾町〜 東京都あきる野市牛沼 新設	平成19年6月	12, 831	
高速自動車国道	修繕	平成19年6月	7, 876	
中央自動車道富士吉田線等	12/16	平成19年9月		
一般国道1号	修繕	平成19年6月	9	
(箱根新道)	沙市	平成19年9月	3	
一般国道16号 (八王子バイパス)	修繕	平成19年6月	9	
合計			30, 243	

- (注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。
 - 2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

また、平成19年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

(平成19年9月30日現在)

		(平成19年9月30日現在)
	区分	賃借料(百万円) (注1)(注3)
	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市 まで(八日市インターチェンジを含む。))	-
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市 まで(豊科インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から 米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	
全国路線網	線網 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡 飛鳥村から甲賀市まで ((仮称)甲賀土山インターチェン ジを含まない。))	459, 967 (注2)
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲勢和線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで((仮称)小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道) (茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。)) 一般国道475号(東海環状自動車道) (豊田市から関市ま	-
	一版国道470万 (東海県水日動車道) (豆田川がり関川まで)	
	一般国道1号(箱根新道)	301
一の路線	一般国道16号(八王子バイパス)	2, 614
一切が	一般国道139号(西富士道路)	1, 311
	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	378
	合計	464, 573
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- (注) 1. 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。
 - 2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

- 3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
- 4. 平成19年9月30日までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産にかかる重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	520, 000, 000	
計	520, 000, 000	

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130, 000, 000	130, 000, 000	非上場	
計	130, 000, 000	130, 000, 000	_	_

- (2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成19年4月1日~ 平成19年9月30日	_	130, 000, 000	_	65, 000	_	65, 000

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129, 940, 882	99. 95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59, 118	0.05
≅ †	-	130, 000, 000	100.00

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 129,999,900	1, 299, 999	_
単元未満株式	普通株式 100	_	1単元(100株)未 満の株式
発行済株式総数	130, 000, 000	_	_
総株主の議決権	_	1, 299, 999	_

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
_	_	_	_	_	_
計	_	_	_	_	_

2【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵 省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第 38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路 事業等会計規則」(平成17年6月1日国土交通省令第65号)により作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間連結会計期間及び前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成19年2月19日提出の有価証券届 出書に添付されたものによっております。

1【中間連結財務諸表等】

- (1) 【中間連結財務諸表】
 - ①【中間連結貸借対照表】

			連結会計期間 18年9月30日)			連結会計期間 19年9月30日)		要約退	結会計年度の 連結貸借対照表 19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1. 現金及び預金			35, 359			40, 910			70, 440	
2. 高速道路事業営業 未収入金			39, 954			52, 140			44, 064	
3. 未収入金	※ 5		3, 331			2, 565			17, 252	
4. 短期貸付金	※ 3		29, 022			20, 006			30, 000	
5. 有価証券			-			35, 000			_	
6. 仕掛道路資産等			465, 015			670, 600			584, 536	
7. その他			24, 950			28, 139			21, 168	
貸倒引当金			△41			△26			△36	
流動資産合計			597, 593	72. 7		849, 336	79. 3		767, 425	77. 1
Ⅱ 固定資産										
1. 有形固定資産	※ 1									
(1) 建物及び構築物			49, 115			-			48, 054	
(2) 土地			115, 418			114, 596			115, 068	
(3) その他			49, 304			95, 175			51, 391	
有形固定資産合計			213, 838	26. 0		209, 771	19. 6		214, 513	21.5
2. 無形固定資産			4, 356	0.6		5, 047	0.5		5, 513	0.6
3. 投資その他の資産										
投資その他の資 産			6, 510			6, 026			8, 077	
貸倒引当金			△589			△491			△535	
投資その他の資産 合計			5, 921	0.7		5, 535	0.5		7, 541	0.8
固定資産合計			224, 116	27. 3		220, 353	20.6		227, 569	22. 9
Ⅲ 繰延資産			361	0.0		708	0.1		568	0.0
資産合計	※ 2		822, 071	100.0		1, 070, 398	100.0		995, 564	100.0

			連結会計期間 18年9月30日)			連結会計期間 19年9月30日)		要約退	結会計年度の 連結貸借対照表 19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(ī	至万円)	構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1. 高速道路事業営業 未払金			54, 100			52, 315			95, 823	
2. 未払法人税等			14, 388			11, 212			3, 653	
3. 引当金			2, 562			2, 331			2, 135	
4. その他	※ 5		47, 918			35, 269			40, 910	
流動負債合計			118, 969	14. 5		101, 128	9.5		142, 522	14. 3
Ⅱ 固定負債										
1. 道路建設関係社債	※ 2		169, 534			344, 054			264, 289	
2. 道路建設関係長期 借入金			267, 900			354, 068			328, 497	
3. 長期借入金			31, 536			26, 088			28, 834	
4. 退職給付引当金			48, 394			48, 310			48, 335	
5. その他引当金			5, 523			7, 315			8, 459	
6. その他			13, 862			13, 484			13, 778	
固定負債合計			536, 752	65. 3		793, 321	74. 1		692, 194	69. 5
負債合計			655, 722	79.8		894, 450	83. 6		834, 716	83.8
(純資産の部)										
I 株主資本										
1. 資本金			65, 000	7. 9		65, 000	6. 1		65, 000	6.5
2. 資本剰余金			71, 650	8. 7		71, 650	6. 7		71, 650	7.2
3. 利益剰余金			29, 698	3. 6		39, 298	3.6		24, 196	2.5
株主資本合計			166, 349	20. 2		175, 948	16. 4		160, 847	16. 2
Ⅱ 評価・換算差額等										
その他有価証券評価差 額金			-			△0			-	
評価・換算差額等合 計			-	-		△0	△0.0		-	_
純資産合計			166, 349	20. 2		175, 948	16. 4		160, 847	16.2
負債純資産合計			822, 071	100.0		1, 070, 398	100.0		995, 564	100.0
										1

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		(自 平)	中間連結会計期間 平成19年4月1日 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		日	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
I 営業収益			339, 613	100.0		360, 835	100.0		690, 267	100.0
Ⅱ 営業費用										
1. 道路資産賃借料		234, 223			233, 703			465, 802		
2. 高速道路等事業管 理費及び売上原価		48, 473			75, 840			149, 310		
3. 販売費及び一般管 理費	※ 1	26, 870	309, 567	91. 2	25, 916	335, 460	93. 0	56, 328	671, 441	97.3
営業利益			30, 046	8.8		25, 375	7.0		18, 825	2.7
Ⅲ 営業外収益										
1. 受取利息		44			127			167		
2. 土地物件貸付料		265			253			525		
3. 原因者負担収入		398			_			865		
4. 還付加算金		_			100			_		
5. その他		254	963	0.3	111	592	0.2	948	2, 506	0.4
IV 営業外費用										
1. 支払利息		333			280			630		
2. 持分法による投資 損失		2			20			-		
3. たな卸資産廃棄損		237			-			237		
4. その他		145	719	0.2	128	429	0.1	273	1, 140	0.2
経常利益			30, 290	8.9		25, 538	7. 1		20, 191	2.9
V 特別利益										
1. 前期損益修正益	※ 2	303			67			303		
2. その他		-	303	0.1	2	70	0.0	228	532	0.1
VI 特別損失										
1. 固定資産評価額調整損	※ 3	120			_			120		
2. 固定資産売却損	※ 4	-			6			164		
3. 偽造ハイウェイ カード損失		310			_			310		
4. その他		_	430	0.1		6	0.0	225	820	0.1
税金等調整前中間 (当期)純利益			30, 163	8.9		25, 601	7. 1		19, 903	2.9
法人税、住民税及 び事業税		13, 701			10, 514			9, 435		
法人税等調整額		△689	13, 011	3.8	△13	10, 500	2.9	△1, 181	8, 253	1.2
中間(当期)純利 益			17, 151	5. 1		15, 101	4. 2		11, 649	1.7

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

			→ 純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純 質生石計
平成18年3月31日残高(百万円)	65, 000	65, 000	12, 547	142, 547	142, 547
中間連結会計期間中の変動額					
固定資産他評価額等の調整 (注)		6, 650		6, 650	6, 650
中間純利益			17, 151	17, 151	17, 151
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	_	6, 650	17, 151	23, 801	23, 801
平成18年9月30日残高(百万円)	65, 000	71, 650	29, 698	166, 349	166, 349

⁽注) 資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

		株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計				
平成19年3月31日残高(百万円)	65,000	71, 650	24, 196	160, 847				
中間連結会計期間中の変動額								
中間純利益			15, 101	15, 101				
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)								
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	15, 101	15, 101				
平成19年9月30日残高(百万円)	65,000	71, 650	39, 298	175, 948				

	評価・換	算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	-	-	160, 847
中間連結会計期間中の変動額			
中間純利益			15, 101
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△0	△0	△0
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△0	△0	15, 101
平成19年9月30日残高(百万円)	△0	△0	175, 948

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	65, 000	65, 000	12, 547	142, 547	142, 547			
連結会計年度中の変動額								
固定資産他評価額等の調整 (注)		6, 650		6,650	6, 650			
当期純利益			11, 649	11,649	11, 649			
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1	6, 650	11, 649	18, 299	18, 299			
平成19年3月31日残高(百万円)	65, 000	71,650	24, 196	160, 847	160, 847			

⁽注) 資本剰余金の変動額は、当社成立時に道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益		30, 163	25, 601	19, 903
減価償却費		6, 117	6, 427	12, 031
持分法による投資損 失		2	20	_
持分法による投資利 益		_	_	△202
退職給付引当金の増 加額(△減少額)		173	5	120
賞与引当金の増加額 (△減少額)		151	350	△6
ETCマイレージサー ビス引当金の増加額 (△減少額)		△473	△1, 169	2, 456
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		△12	△55	△70
受取利息		△44	△127	△167
支払利息		3, 206	5, 172	7, 004
固定資産売却損益		_	3	△30
固定資産除却損		131	980	1,071
売上債権の減少額 (△増加額)		18, 464	△7, 840	13, 055
仕掛道路資産等の減 少額(△増加額)		△124, 596	△85, 968	△243, 512
仕入債務の増加額 (△減少額)		$\triangle 65,704$	△45, 259	△22, 039
その他		$\triangle 30,904$	1, 573	△45, 310
小計		△163, 327	△100, 283	△255, 697
利息及び配当金の受 取額		46	98	164
利息の支払額		△2, 882	△4, 856	△6, 706
法人税等の支払額		$\triangle 13,069$	△3, 655	△26, 150
法人税等の還付額		_	6, 627	_
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△179, 232	△102, 070	△288, 389

区分 注語番号 II 投資活動によるキャッシュ・フロー 定期預金の預入による支出 定期預金の払戻による収入 投資有価証券の取得による支出 固定資産の取得による支出	金額(百万円) 	金額(百万円) △3,000 4,000 △66 △7,930 388	金額(百万円) △10,000 4,000 △42 △9,219
シュ・フロー 定期預金の預入による支出 定期預金の払戻による収入 投資有価証券の取得による支出 固定資産の取得による支出		4, 000 △66 △7, 930	4, 000 △42
る支出 定期預金の払戻によ る収入 投資有価証券の取得 による支出 固定資産の取得によ る支出		4, 000 △66 △7, 930	4, 000 △42
る収入 投資有価証券の取得 による支出 固定資産の取得によ る支出		△66 △7, 930	△42
による支出 固定資産の取得によ る支出		△7, 930	
る支出			△9, 219
	63	200	
固定資産の売却によ る収入		300	883
貸付による支出	_	△70	_
貸付金の回収による 収入	_	75	_
営業譲受による支出	△4, 599	△113	△4, 598
その他	70	2	△307
投資活動によるキャッ シュ・フロー	△7, 471	△6, 714	△19, 285
長期借入れによる収 入	_	50, 000	79, 840
長期借入金の返済に よる支出	△7, 584	△26, 217	△28, 836
道路建設関係社債の 発行による収入	69, 454	79, 479	163, 895
財務活動によるキャッ シュ・フロー	61, 870	103, 261	214, 898
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額	_	_	_
V 現金及び現金同等物の 増加額(△減少額)	△124, 834	△5, 522	△92, 776
VI 現金及び現金同等物の 期首残高	189, 210	96, 434	189, 210
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 ※	64, 376	90, 911	96, 434

- (注) 1. 前中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フロー、仕掛道路資産等の減少額 (△は増加額) △124,596百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産の額4,959百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△7,584百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額3,600百万円が含まれております
 - 2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△26,217百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△24,429百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、仕掛道路資産等の減少額(△は増加額)△85,968百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属した仕掛道路資産の額△30,243百万円が含まれております。
 - 3. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△28,836百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△22,843百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、仕掛道路資産等の減少額(△は増加額)△243,512百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属した仕掛道路資産の額△24,087百万円が含まれております。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	1. 連結の範囲に関する事項	1. 連結の範囲に関する事項
(1)連結子会社の数 1社	(1)連結子会社の数 3社	(1) 連結子会社の数 3 社
連結子会社の名称	連結子会社の名称	連結子会社の名称
中日本エクシス㈱	中日本エクシス㈱	中日本エクシス㈱
	中日本エクストール横浜㈱	中日本エクストール横浜㈱
	中日本エクストール名古屋㈱	中日本エクストール名古屋㈱
		なお、中日本エクストール横浜㈱
		及び中日本エクストール名古屋㈱
		は、平成18年10月30日付けで、高速
		道路の料金収受業務の会社として
		100%出資で設立し、当連結会計年度
		より、連結の範囲に含めておりま
		す。
(2) 非連結子会社の数 1 社		(2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称		非連結子会社の名称
㈱ウェイザ		中日本ハイウェイ・パトロール㈱
(連結の範囲から除いた理由)		(連結の範囲から除いた理由)
㈱ウェイザは小規模であり、総資		中日本ハイウェイ・パトロール(株)
産、売上高、中間純損益(持分に見		は小規模であり、総資産、売上高、
合う額)及び利益剰余金(持分に見		当期純損益(持分に見合う額)及び
合う額)等は、いずれも中間連結財		利益剰余金(持分に見合う額)等
務諸表に重要な影響を及ぼしていな		は、いずれも連結財務諸表に重要な
いためであります。		影響を及ぼしていないためでありま
		す。
2. 持分法の適用に関する事項	2. 持分法の適用に関する事項	2. 持分法の適用に関する事項
(1)持分法適用の関連会社数 1社	(1)持分法適用の関連会社数 3社	(1)持分法適用の関連会社数 2社
会社の名称	会社の名称	会社の名称
北陸高速道路ターミナル㈱	北陸高速道路ターミナル(株)	北陸高速道路ターミナル㈱
	㈱NEXCOシステムズ	㈱NEXCOシステムズ
	(なお、前連結会計年度において持分 法を適用していない関連会社であった
	なお、㈱高速道路総合技術研究所は、当中間連結会計期間に新たに設立	機NEXCOシステムズ(㈱高速道路計算
	し関連会社となったため、持分法適用	センターより社名変更)は、重要性が
	の関連会社に含めることとしておりま	増したことから、当連結会計年度より
	す。	持分法適用の関連会社に含めることと
	7 0	しております。
(2)持分法を適用していない非連結子会社	(2)持分法を適用していない関連会社(㈱	(2)持分法を適用していない非連結子会社
(㈱ウェイザ)及び関連会社(中日本道	クエストエンジニア他3社)は、それぞ	(中日本ハイウェイ・パトロール(株)) 及
路サービス㈱他14社)	れ中間純損益(持分に見合う額)及び利	び関連会社(ウェイザ㈱他9社)は、そ
これらの会社は、それぞれ中間純損	益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす	れぞれ当期純損益(持分に見合う額)及
益(持分に見合う額)及び利益剰余金	影響が軽微であり、かつ全体としても重	び利益剰余金(持分に見合う額)等に及
(持分に見合う額) 等に及ぼす影響が	要性がないため、持分法の適用から除外	ぼす影響が軽微であり、かつ全体として
軽微であり、かつ全体としても重要性	しております。	も重要性がないため、持分法の適用から
がないため、持分法の適用から除外し	_	除外しております。
ております。		_
<u>-</u>	I	<u> </u>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、中間連結決 算日と一致しております。	3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左	3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決 算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 ②たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。	4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によって おります。 ②たな卸資産 仕掛道路資産 同左	4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 ②たな卸資産 仕掛道路資産 同左
商品・原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価	商品・原材料・貯蔵品 同左	商品・原材料・貯蔵品 同左
法によっております。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物及び構築物 7年~50年 また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にし た中古資産の耐用年数によっております。 ②無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウエアにつ いては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物及び構築物 7年~50年 また、道路公団から承継した資産に ついては、上記耐用年数を基にした中 古資産の耐用年数によっております。 ②無形固定資産 同左	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 構築物 7年~50年 機械装置 5年~17年 また、道路公団から承継した資産に ついては、上記耐用年数を基にした中 古資産の耐用年数によっております。 ②無形固定資産 同左

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費

> 社債の償還期限までの期間で均等 償却しております。

ただし、前連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に 備えるため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能 性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与 支給見込額の当中間連結会計期間負 担額を計上しております。

③引継道路施設撤去引当金

一般有料道路の国等への引継ぎに 伴う将来の施設撤去等の支払に備え るため、当中間連結会計期間末にお ける所要額を見積り計上しておりま す。

④ハイウェイカード偽造損失補てん引 当金

ハイウェイカードの不正使用に伴 う将来の損失に備えるため、合理的 見積り方法によって今後判明すると 見込まれる被害額を計上しておりま す。

⑤回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に 備えるため、払戻実績率により払戻 見込額を計上しております。 (3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費

> 社債の償還期限までの期間で均等 償却しております。

ただし、第1期連結会計年度に計上 されていたものについては、社債の 償還期限までの期間または3年のい ずれか短い期間で均等償却しており ます。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

同左

②賞与引当金

同左

④ハイウェイカード偽造損失補てん引 当金

同左

⑤回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に 備えるため、払戻実績率により払戻 見込額を計上しております。

なお、回数券の払戻しが概ね終了 したと見込まれるため、当中間連結 会計期間末における残高はありません。 (3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費

> 社債の償還期限までの期間で均等償 却しております。

ただし、前連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

同左

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支 給見込額の当連結会計年度負担額を計 上しております。

③引継道路施設撤去引当金

一般有料道路の国等への引継ぎに伴 う将来の施設撤去等の支払に備えるた め、当連結会計期間末における所要額 を見積もり計上しております。

なお、国等への引継ぎに伴う施設撤 去工事が終了したため、当連結会計年 度末における残高はありません。

④ハイウェイカード偽造損失補てん引 当金

同左

⑤回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備 えるため、払戻実績率により払戻見込 額を計上しております。 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、 当連結会計年度末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づ き、当中間連結会計期間末において 発生していると認められる額を計上 しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数 (15年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費 用処理しております。

なお、執行役員に対する退職給付を含んでおり、その計上基準は役員 退職慰労引当金と同様であります。

⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当 連結会計年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当中 間連結会計期間末において発生してい ると認められる額を計上しておりま

一部の連結子会社の過去勤務債務 は、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(15年)によ る定額法により按分した額を費用処理 しております。

数理計算上の差異については、その 発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(10年~15年) による定額法により按分した額をそれ ぞれ発生の翌連結会計年度から費用処 理しております。

なお、執行役員に対する退職給付を 含んでおり、その計上基準は役員退職 慰労引当金と同様であります。

(追加情報)

当社は、当中間連結会計期間より、 従業員の平均残存勤務期間が従来の費 用処理年数 (15年) に満たないため、 退職給付会計における数理計算上の差 異の費用処理年数を10年に変更してお ります。

これによる経常利益、税金等調整前 中間純利益に与える影響は軽微であり ます。

⑦役員退職慰労引当金

同左

®ETCマイレージサービス引当金 同左

⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当連 結会計期間末において発生していると 認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その 発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(15年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発 生の翌連結会計年度から費用処理して おります。

なお、執行役員に対する退職給付を 含んでおり、その計上基準は役員退職 慰労引当金と同様であります。

⑦役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連 結会計年度末要支給額を計上しております。

⑧ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による 無料走行に備えるため、当連結会計年 度末におけるポイント発行残高に対す る将来の使用見込額を計上しておりま す。

⑦役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備える ため、役員退職慰労金規程に基づく 当中間連結会計期間末要支給額を計 上しております。

⑧ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による 無料走行に備えるため、当中間連結 会計期間末におけるポイント発行残 高に対する将来の使用見込額を計上 しております。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	⑨カードポイントサービス引当金	⑨カードポイントサービス引当金
	カード利用促進を目的とするポイ	カード利用促進を目的とするポイン
	ント制度に基づき、カード会員に付	ト制度に基づき、カード会員に付与し
	与したポイントの使用により発生す	たポイントの使用により発生する費用
	る費用負担に備えるため、当中間連	負担に備えるため、当連結会計年度末
	結会計期間末における将来の使用見	における将来の使用見込額を計上して
	込額を計上しております。	おります。
		なお、当連結会計年度においては、
		ポイントの交換実績が発生していない
		ため、当連結会計年度末における残高
		はありません。
(5)重要なリース取引の処理方法	(5) 重要なリース取引の処理方法	(5)重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転する	同左	同左
と認められるもの以外のファイナンス・		
リース取引については、通常の賃貸借取		
引に係る方法に準じた会計処理によって		
おります。		
(6) その他中間連結財務諸表作成のための	(6) その他中間連結財務諸表作成のため	(6) その他連結財務諸表作成のための重要
重要な事項	の重要な事項	な事項
①収益及び費用の計上基準	①収益及び費用の計上基準	①収益及び費用の計上基準
完成工事高の計上基準	同左	同左
道路資産完成高の計上には工事完成		
基準を適用しております。また、受託		
業務収入に係る工事のうち、請負金額		
が50億円以上の長期工事(工期2年		
超)については工事進行基準を、その		
他の工事については工事完成基準を適用しております。		
②消費税等の会計処理	②消費税等の会計処理	②消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜き方式	同左	同左
によっております。	IPIZI.	PUZL
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書にお	5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書に	5. 連結キャッシュ・フロー計算書における
ける資金の範囲	おける資金の範囲	資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び	同左	同左
容易に換金可能であり、かつ、価値の変動		
について僅少なリスクしか負わない取得日		
から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期		
投資からなっております。		

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更		
前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会		(貸借対照表の純資産の部の表示に関する
計基準)		会計基準)
当中間連結会計期間より、「貸借対照表の		当連結会計年度より、「貸借対照表の純
純資産の部の表示に関する会計基準」(企業		資産の部の表示に関する会計基準」(企業
会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会		会計基準委員会 平成17年12月9日 企業
計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の		会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資
部の表示に関する会計基準等の適用指針」		産の部の表示に関する会計基準等の適用指
(企業会計基準委員会 平成17年12月9日		針」(企業会計基準委員会 平成17年12月
企業会計基準適用指針第8号)を適用してお		9日 企業会計基準適用指針第8号)を適
ります。		用しております。
従来の「資本の部」の合計に相当する金額		従来の「資本の部」の合計に相当する金
は166,349百万円であります。		額は160,847百万円であります。
なお、当中間連結会計期間における中間連		なお、当連結会計年度における連結貸借
結貸借対照表の純資産の部は、中間連結財務		対照表の純資産の部については、連結財務
諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財		諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務
務諸表規則により作成しております。		諸表規則により作成しております。
(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱		 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱
(v)		(v)
当中間連結会計期間より、「繰延資産の会		当連結会計年度より、「繰延資産の会計
計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基		処理に関する当面の取扱い」(企業会計基
準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告		 準委員会 平成18年8月11日 実務対応報
第19号)を適用しております。		告第19号)を適用しております。
これによる経常利益、税金等調整前中間純		これによる経常利益、税金等調整前当期
利益に与える影響は軽微であります。		純利益に与える影響は軽微であります。
なお、前連結会計年度において繰延資産に		なお、前連結会計年度において繰延資産
含めておりました道路建設関係社債発行差金		に含めておりました道路建設関係社債発行
148百万円は、当中間連結会計期間から道路		差金148百万円は、当連結会計年度から道
建設関係社債から控除して表示しておりま		路建設関係社債から控除して表示しており
す。		ます。
(金融商品に関する会計基準)		 (金融商品に関する会計基準)
当中間連結会計期間より、改正後の「金融		当連結会計年度より、改正後の「金融商
商品に関する会計基準」(企業会計基準委員		品に関する会計基準」(企業会計基準委員
会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基		 会 最終改正平成18年8月11日 企業会計
準第10号)を適用しております。		 基準第10号)を適用しております。
これによる経常利益、税金等調整前中間純		これによる経常利益、税金等調整前当期
利益に与える影響は軽微であります。		純利益に与える影響は軽微であります。
(企業結合に係る会計基準等)		(企業結合に係る会計基準等)
当中間連結会計期間より、「企業結合に係		当連結会計年度より、「企業結合に係る
る会計基準(企業結合に係る会計基準の設定		会計基準(企業結合に係る会計基準の設定
に関する意見書) (企業会計審議会 平成		に関する意見書)」(企業会計審議会 平
15年10月31日)及び「事業分離等に関する会		成15年10月31日) 及び「事業分離等に関す
計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12		る会計基準」(企業会計基準第7号 平成
月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業		17年12月27日) 並びに「企業結合会計基準
分離等会計基準に関する適用指針」(企業会		及び事業分離等会計基準に関する適用指
計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)		針」(企業会計基準適用指針第10号 平成
を適用しています。		17年12月27日)を適用しております。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
	(有形固定資産の減価償却の方法)	
	当社及び連結子会社は、法人税法の改正	
	((所得税法等の一部を改正する法律 平成	
	 19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法	
	 施行令の一部を改正する政令 平成19年3月	
	30日 政令第83号))に伴い、当中間連結会	
	 計期間より、平成19年4月1日以降に取得し	
	│ │ たものについては、改正後の法人税法に基づ	
	く減価償却の方法に変更しております。	
	これによる損益に与える影響は軽微であり	
	ます。	
	なお、セグメント情報に与える影響は、当	
	該箇所に記載しております。	
	/Em+//-	
	(原因者負担収入の計上方法)	
	従来、道路に損傷等を与えたドライ	
	バー等原因者の行為に起因して発生した	
	復旧に要した費用等を高速道路等事業管	
	理費及び売上原価に、当該原因者から徴	
	収する原因者負担収入を営業外収益に計	
	上しておりましたが、当中間連結会計期	
	間より当該原因者負担収入を高速道路等	
	事業管理費及び売上原価から控除して表	
	示することとしております。	
	この変更は、原因者負担工事に係る費	
	用とその原因者負担金に直接的対応関係	
	が認められ、今後ますます金額的重要性	
	が増すと考えられることから、これらを	
	個別に対応させることにより、営業損益	
	をより実態を反映した表示とするための	
	ものであります。	
	この変更により、従来と同一の方法に	
	よった場合に比べ、営業利益では342百万	
	円増加し、経常利益では34百万円増加	
	し、税金等調整前中間純利益では101百万	
	円増加しております。	
	なお、セグメント情報に与える影響	
	は、当該箇所に記載しております。	

表示方法の変更

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)
	(中間連結貸借対照表)
	(1) 従来「現金及び預金」に含めて表示していました譲渡性預金
	は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報
	告第14号 最終改正平成19年7月4日)、「『中間財務諸表等
	の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する
	留意事項について」(最終改正 平成19年10月2日)及び「金
	融商品会計に関するQ&A」(会計制度委員会 最終改正平成
	19年11月6日)が改正されたことに伴い、当中間連結会計期
	間より、流動資産の「有価証券」に含めて表示しておりま
	す。
	なお、譲渡性預金の残高は、前中間連結会計期間末は1,000
	百万円、当連結中間会計期間末は35,000百万円であります。
	(2) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました有形固定資
	産の「建物及び構築物」(当中間連結会計期間末46,666百万
	円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、有形固定
	資産の「その他」に含めて表示しております。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(固定資産評価額等の調整)		(固定資産評価額等の調整)
国土交通省からの注意・是正文書(平成18		国土交通省からの注意・是正文書(平成
年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道		18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日
路公団より承継された固定資産他の一部の評		本道路公団より承継された固定資産の一部
価額等を当中間連結会計期間において、		の評価額等を当連結会計年度において、
6,650百万円(建物22百万円、構築物1,656百		6,650百万円(建物22百万円、構築物1,656
万円、機械及び装置3,886百万円、車両及び		百万円、機械及び装置3,886百万円、車両運
運搬具△378百万円、工具、器具及び備品49		搬具△378百万円、工具、器具及び備品49百
百万円、土地41百万円、建設仮勘定276百万		万円、土地41百万円、建設仮勘定276百万
円、無形固定資産0百万円、仕掛道路資産		円、無形固定資産0百万円、仕掛道路資産
1,096百万円)を調整し、資本剰余金を同額		1,096百万円)を調整し、資本剰余金を同額
増加させております。		増加させております。
これに伴う減価償却累計額の調整額120百		これに伴う減価償却累計額の調整額120百
万円は、当中間連結会計期間の特別損失に計		万円は、当連結会計年度の特別損失に計上
上しております。		しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

(中间連結員情对照衣舆係)						
前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)				
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額				
9,738百万円	20,235百万円	14,950百万円				
※2 担保資産及び担保付債務	※2 担保資産及び担保付債務	※2 担保資産及び担保付債務				
高速道路株式会社法第8条の規定によ	高速道路株式会社法第8条の規定によ	高速道路会社法第8条の規定により、				
り、総財産を道路建設関係社債169,534	り、当社の総財産を道路建設関係社債	総財産を道路建設関係社債264, 289百万				
百万円(額面額170,000百万円)の担保	344,054百万円(額面額345,000百万円)	円(額面額265,000百万円)の担保に供				
に供しております。	の担保に供しております。	しております。				
※3 短期貸付金には現先が29,016百万円含	※3 短期貸付金には現先が20,000百万円含	※3 短期貸付金には現先が29,993百万円含				
まれており、社債等を担保資産として保	まれており、社債等を担保資産として保	まれており、社債等を担保資産として保				
有しております。その決算日現在の時価	有しております。その決算日現在の時価	有しております。その決算日現在の時価				
は、29,015百万円であります。	は、20,001百万円であります。	は、29,997百万円であります。				
4 偶発債務	4 偶発債務	4 偶発債務				
下記の会社等の金融機関からの借入金	下記の会社等の金融機関からの借入金	下記の会社等の金融機関からの借入金				
等に対して、次のとおり債務保証を行っ	等に対して、次のとおり債務保証を行っ	等に対して、次のとおり債務保証を行っ				
ております。	ております。	ております。				
(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法	(1)民営化関係法施行法第16条の規定に	(1)民営化関係法施行法第16条の規定に				
第16条の規定により、独立行政法人日	より、機構、東日本高速道路及び西日	より、機構、東日本高速道路及び西日				
本高速道路保有・債務返済機構、東日	本高速道路が道路公団から承継した借	本高速道路が道路公団から承継した借				
本高速道路株式会社及び西日本高速道	入金及び道路債券(国からの借入金、	入金及び道路債券(国からの借入金、				
路株式会社が日本道路公団から承継し	機構が承継した借入金及び国が保有し	機構が承継した借入金及び国が保有し				
た借入金及び道路債券(国からの借入	ている債券を除く)に係る債務につい	ている債券を除く)に係る債務につい				
金、独立行政法人日本高速道路保有・	ては、機構、東日本高速道路及び西日	ては、機構、東日本高速道路及び西日				
債務返済機構が承継した借入金及び国	本高速道路と連帯して債務を負ってお	本高速道路と連帯して債務を負ってお				
が保有している債券を除く)に係る債	ります。	ります。				
務については、独立行政法人日本高速	機構 9,439,347百万円	機構 10,083,127百万円				
道路保有・債務返済機構、東日本高速	東日本高速道路 51,218百万円	東日本高速道路 55,076百万円				
道路株式会社及び西日本高速道路株式	西日本高速道路 789百万円	西日本高速道路 862百万円				
会社と連帯して債務を負っておりま	計 9,491,354百万円	計 10,139,065百万円				
す。	3, 131, 001 🗀 🕖 1	10, 100, 000 🗆 🗵 🗎				
(独)日本高速道 路保有・債務返済 11,098,137百万円 機構						
東日本高速道路㈱ 62,554百万円						
西日本高速道路㈱ 49,372百万円						
計 11,210,064百万円						
		1				

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独) 日本高速道 路保有・債務返済 38,450百万円 機構

なお、上記引き渡しにより、当中 間連結会計期間で道路建設関係長期 借入金が3,600百万円減少しておりま す。

※5 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 殺のうえ、流動負債の「その他」に含め て表示しております。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

(2)機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

①道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

終構

41,150百万円

②道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

機構

40,972百万円

なお、上記引き渡しにより、道路建 設関係長期借入金が当中間連結会計期 間で24,429百万円減少しております。

※5 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 殺のうえ、流動資産の「未収入金」又 は、流動負債の「その他」に含めて表示 しております。

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

(2)機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

①道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

機構

39,850百万円

②道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

機構

17,843百万円

なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当連結会計年度で22,843百万円減少しております。

※ 5

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間連結会計期 (自 平成19年4月1 至 平成19年9月30	目		前連結会計年度 (自 平成18年4月1 至 平成19年3月3	
※ 1	販売費及び一般管理費の	うち主な費目	※ 1	販売費及び一般管理費の	うち主な費目	※ 1	販売費及び一般管理費の)うち主な費目
D	及び金額は、次のとおりで	あります。	2	及び金額は、次のとおりで	あります。	,	及び金額は、次のとおりて	です。
	給与手当・賞与	3,488百万円		給与手当・賞与	2,965百万円		給与手当・賞与	7,681百万円
	役員退職慰労引当金繰 入額	2百万円		役員退職慰労引当金繰 入額	4百万円		役員退職慰労引当金繰 入額	9百万円
	賞与引当金繰入額	487百万円		賞与引当金繰入額	551百万円		賞与引当金繰入額	566百万円
	退職給付費用	396百万円		退職給付費用	339百万円		退職給付費用	813百万円
	ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金繰入 額	804百万円		ETCマイレージサービ ス引当金繰入額	7,275百万円		ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金繰入 額	566百万円
	ETCマイレージサービ ス引当金繰入額	5,514百万円		カードポイントサービス引当金繰入額 利用促進費	17百万円 8,358百万円		ETCマイレージサービ ス引当金繰入額	8,444百万円
	業務委託費	3,265百万円		利用促進負	0,550日刀口		業務委託費	5,806百万円
	利用促進費	8,048百万円					利用促進費	17,111百万円
※ 2	前期損益修正益		※ 2	前期損益修正益	67百万円	※ 2	前期損益修正益	
	固定資産計上額修正益	153百万円		前連結会計年度の原因	3者負担工事		固定資産計上額修正益	153百万円
	未払金消却益	137百万円		によるものであります。			未払金消却益	137百万円
	その他	13百万円					その他	13百万円
※ 3	固定資産評価額調整損		※ 3			※ 3	固定資産評価額調整損	
	当社成立時の固定資産評	価額調整に伴	に伴			当社成立時の固定資産評価額調整		平価額調整に伴
V	、減価償却累計額の調整	、減価償却累計額の調整を実施したも				い、減価償却累計額の調整を実施したも		
0	つです。					0	つであります。	
※ 4			₩4	固定資産売却損		₩ 4	固定資産売却損	
				車両運搬具他	6百万円		建物	106百万円
							土地	31百万円
							車両運搬具他	27百万円
							計	164百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
普通株式	130,000	_		130, 000

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
普通株式	130, 000	_	l	130, 000

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	130,000	_		130, 000

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度 (自 平成18年4月 至 平成19年3月3	1 日
*	現金及び現金同等物の中間	別末残高と中	*	現金及び現金同等物の中間	間期末残高と中	*	現金及び現金同等物の期を	ド残高と連結貸
	間連結貸借対照表に掲記さ	れている科目		間連結貸借対照表に掲記る	られている科目		借対照表に掲記されている	る科目の金額と
	の金額との関係			の金額との関係			の関係	
	(平成18年9	9月30日現在)		(平成19年9月30日現在)			(平成19年	3月31日現在)
	現金及び預金勘定	35,359百万円		現金及び預金勘定	40,910百万円		現金及び預金勘定	70,440百万円
	契約期間が3ヶ月以内の 売戻条件付現先(短期貸 付金勘定)	29,016百万円		預入期間3ヶ月以内の譲 渡性預金(有価証券勘 定)	35,000百万円		契約期間が3ヶ月以内の 売戻条件付現先(短期貸 付金勘定)	29,993百万円
	現金及び現金同等物	64,376百万円		契約期間が3ヶ月以内の 売戻条件付現先(短期貸	20,000百万円		- 計	100,434百万円
				付金勘定)			預入期間3ヶ月超の定期 預金	△4,000百万円
				計	95,911百万円		現金及び預金同等物	96,434百万円
				預入期間3ヶ月超の定期 預金	△5,000百万円			
				現金及び現金同等物	90,911百万円			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

- 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
- 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー
- ① リース物件の取得価額相当額、減価償

却累計額	相当額及び	中間期末列	浅高相当額
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)
マの44			

4

3

0

1

3

1

(機械装

置) その他 (車両運搬

具)

- その他 (工具器具 750 215 534 備品) 無形固定資 産 3 2 0 _ (ソフトウ エア) 合計 761 220 540 取得価額相当額は、未経過リース料 (注)
- 中間期末残高が有形固定資産の中間 期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定して おります。
- ② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	208百万円
1年超	331百万円
合計	540百万円

- 未経過リース料中間期末残高相当額 (注) は、未経過リース料中間期末残高が 有形固定資産の中間期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み 法により算定しております。
- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 123百万円 減価償却費相当額 123百万円
- ④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。

- リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー
- ① リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)
その他 (機械装 置)	76	18	58
その他 (車両運搬 具)	16	4	11
その他 (工具器具 備品)	1, 154	368	785
無形固定資 産 (ソフトウ エア)	19	1	18
合計	1,266	392	874

- 取得価額相当額は、未経過リース料 中間期末残高が有形固定資産の中間 期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定して おります。
- ② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	314百万円
1年超	559百万円
合計	874百万円

- 未経過リース料中間期末残高相当額 は、未経過リース料中間期末残高が 有形固定資産の中間期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み 法により算定しております。
- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 162百万円 減価償却費相当額 162百万円
- 減価償却費相当額の算定方法 同左

- リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー
- ① リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置	7	1	6
工具器具備品	708	279	428
合計	715	281	434

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料 期末残高が有形固定資産の期末残高 等に占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	183百万円
1年超	251百万円
合計	434百万円

- 未経過リース料期末残高相当額は、 未経過リース料期末残高が有形固定 資産の期末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法により算定 しております。
- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 200百万円 減価償却費相当額 200百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法 同左

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引		
道路資産の未経過リース料	①道路資産の未経過リース料	道路資産の未経過リース料		
1年內 465,397百万円	1年内 465,398百万円	1年内 464,573百万円		
1年超 20,548,226百万円	1年超 20,537,940百万円	1年超 20,772,469百万円		
合計 21,013,623百万円	合計 21,003,339百万円	合計 21,237,042百万円		
(注1) 当社及び独立行政法人日本高速道路	(注1)当社及び機構は、道路資産の貸付料	(注1) 同左		
保有・債務返済機構は、道路資産の	を含む協定について、おおむね5年			
貸付料を含む協定について、おおむ	ごとに検討を加え、必要がある場合			
ね5年ごとに検討を加え、必要があ	には、相互にその変更を申し出るこ			
る場合には、相互にその変更を申し	とができるとされております。ただ			
出ることができるとされておりま	し、道路資産の貸付料を含む協定が			
す。ただし、道路資産の貸付料を含	機構法第17条に規定する基準に適合			
む協定が独立行政法人日本高速道路	しなくなった場合等、業務等の適正			
保有・債務返済機構法第17条に規定	かつ円滑な実施に重大な支障が生ず			
する基準に適合しなくなった場合	るおそれがある場合には、上記の年			
等、業務等の適正かつ円滑な実施に	限に関わらず、相互にその変更を申			
重大な支障が生ずるおそれがある場	し出ることができるとされておりま			
合には、上記の年限に関わらず、相	す 。			
互にその変更を申し出ることができ				
るとされております。				
(注2) 道路資産の貸付料は、実績料金収入	(注2) 同左	(注2) 同左		
が、計画料金収入に計画料金収入の				
変動率に相当する金額を加えた金額				
(加算基準額)を超えた場合、当該				
超過額(実績料金収入-加算基準				
額)が加算されることとなっており				
ます。また、実績料金収入が、計画				
料金収入から計画料金収入の変動率				
に相当する金額を減じた金額(減算				
基準額)に足りない場合、当該不足				
額(減算基準額-実績料金収入)が				
減算されることとなっております。				
	②道路資産以外の未経過リース料			
	1年内 102百万円			
	1年超 536百万円			
	合計 638百万円	1		

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券			
譲渡性預金	_	35, 000	-

前連結会計年度末(平成19年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	高速道路事 業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関 連)事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	317, 506	13, 688	8, 417	339, 613	_	339, 613
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	7	l	0	8	△8	_
## 	317, 514	13, 688	8, 417	339, 621	△8	339, 613
営業費用	292, 969	8, 157	8, 448	309, 575	△8	309, 567
営業利益又は営業損失(△)	24, 545	5, 530	△30	30, 046		30, 046

- (注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。
 - 2. 各事業区分の主要内容

	事業	業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
同胚担鉛爭未	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営
その他(関連)	事業	受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販 事業等

(事業区分の変更)

従来、「高速道路事業」「その他(関連)事業」の2区分としておりましたが、「その他(関連)事業」に含めていました「休憩所事業」について、全セグメントに占める重要性が高まったため、当中間連結会計期間より区分表示し、3区分に変更しております。

また、前連結会計年度のセグメント情報を、当中間連結会計期間において用いた事業区分の方法により区分すると次のとおりとなります。

前連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

	高速道路事 業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関 連)事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	330, 354	2, 892	26, 364	359, 611	_	359, 611
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	_	_	_	_	_	_
1	330, 354	2, 892	26, 364	359, 611	_	359, 611
営業費用	310, 354	666	25, 818	336, 839	_	336, 839
営業利益	19, 999	2, 226	546	22, 771	_	22, 771

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	高速道路事 業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関 連)事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	342, 614	13, 118	5, 103	360, 835	_	360, 835
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	18	3	0	22	(22)	_
計	342, 632	13, 121	5, 103	360, 857	(22)	360, 835
営業費用	322, 583	7, 726	5, 172	335, 482	(22)	335, 460
営業利益又は営業損失(△)	20, 049	5, 395	△69	25, 375	0	25, 375

- (注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。
 - 2. 各事業区分の主要内容

	事業	業務内容			
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築			
同迷坦鉛争素 保全・サービス事業		高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理			
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営			
その他(関連)事業		受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販 事業等			

3. 会計処理の方法の変更

有形固定資産の減価償却の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、当社及び連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による各事業の営業利益又は営業損失に与える影響は軽微です。

原因者負担収入の計上方法

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、原因者負担収入を営業費用から控除して表示することに変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、高速道路事業について、営業利益が342百万円多く計上されております。なお、高速道路事業以外の事業についてはセグメント情報に与える影響はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	高速道路事 業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関 連)事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	635, 666	25, 799	28, 801	690, 267	_	690, 267
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	17	_	0	18	(18)	_
11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	635, 684	25, 799	28, 802	690, 285	(18)	690, 267
営業費用	626, 011	16, 258	29, 190	671, 459	(18)	671, 441
営業利益又は営業損失(△)	9, 672	9, 540	△387	18, 825	0	18, 825

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

	事業	業務内容			
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築			
同胚担鉛爭未	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理			
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営			
その他(関連)	事業	受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販 事業等			

3. 事業区分の変更

従来、「高速道路事業」「その他(関連)事業」の2区分としておりましたが、「その他(関連)事業」に含めていました「休憩所事業」について、全セグメントに占める重要性が高まったため、当連結会計年度より区分表示し、3区分に変更しております。

また、前連結会計年度のセグメント情報を、当連結会計年度において用いた事業区分の方法により区分すると次のとおりとなります。

前連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

	高速道路事 業 (百万円)	休憩所事 業 (百万円)	その他(関 連)事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	330, 354	2, 892	26, 364	359, 611	_	359, 611
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	_	_	_	_	_	_
## *	330, 354	2, 892	26, 364	359, 611	_	359, 611
営業費用	310, 354	666	25, 818	336, 839	_	336, 839
営業利益	19, 999	2, 226	546	22, 771	_	22, 771

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1, 279. 61円	1, 353. 45円	1, 237. 28円
1株当たり中間(当期)純利益 金額	131.94円	116. 17円	89.61円
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額	潜在株式が存在しない ため記載しておりませ ん。	同左	同左

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	17, 151	15, 101	11, 649
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_	_
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	17, 151	15, 101	11,649
普通株式の期中平均株式数 (千株)	130, 000	130, 000	130, 000

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) (当社による事業譲受)

1. 企業結合の概要

相手企業等の名称	道路サービス機構及びハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	サービスエリア・パーキングエリアに関する営業用建物資産等の保有事業及び高速道 路の高架下事業
企業結合を行った主な理由	主として、効率的なサービスエリア・パーキングエリア事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社による事業譲受
結合後企業の名称	中日本高速道路株式会社
取得した議決権比率	

- 2. 中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間 平成18年4月1日から平成18年9月30日まで
- 3. 取得した事業の取得原価及びその内訳
 - (1) 取得した事業の取得原価 12,842百万円
 - (2) 取得原価の内訳 全て現金によっております。
- 4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
 - (1) 資産の額 15,593百万円

(主な内訳)

道路休憩所建物 12,568百万円 共用施設負担金 1,837百万円 構築物他 1,187百万円 (2) 負債の額 2,664百万円

(主な内訳)

長期借入金 2,578百万円 預り保証金 86百万円

(当社子会社の中日本エクシス㈱による事業譲受)

1. 企業結合の概要

	-
相手企業等の名称	道路サービス機構及びハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	サービスエリア・パーキングエリアに関する店舗運営、テナント管理等の運営・管理 事業
企業結合を行った主な理由	効率的なサービスエリア・パーキングエリア事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	中日本エクシス(株)による事業譲受
結合後企業の名称	中日本エクシス株式会社
取得した議決権比率	

- 2. 中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間 平成18年4月1日から平成18年9月30日まで
- 3. 取得した事業の取得原価及びその内訳
 - (1) 取得した事業の取得原価△8,243百万円
 - (2) 取得原価の内訳全て現金によっております。
- 4. 企業結合目に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 5,347百万円

(主な内訳)

預金 4,694百万円 建設仮勘定 314百万円 商品他 338百万円 (2)負債の額 8,896百万円

(主な内訳)

預り保証金4,694百万円建設協力預り金2,195百万円退職給付引当金2,006百万円

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (株式会社高速道路総合技術研究所の新設分割)

1. 新設分割の概要

結合当事企業の名称	株式会社高速道路総合技術研究所
対象となった事業の内容	高速道路の管理及び建設にかかる技術に関する調査、研究及び開発
新設分割を行った主な理由	高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発調査・研究及び技術 開発を、東日本高速道路及び西日本高速道路とで共同で行うため
新設分割の日	平成19年4月2日
新設分割の法的形式	当社を分割会社、株式会社高速道路総合技術研究所を承継会社とする分社型分割(物的分割)
結合後企業の名称	株式会社高速道路総合技術研究所

2. 実施した会計処理の概要

上記新設分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)に基づき、共同支配企業の形成の要件を全て満たしているため、共同支配企業の形成と判断して、持分プーリング法に準じた会計処理方法を適用しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (当社による事業譲受)

1. 企業結合の概要

相手企業等の名称	道路サービス機構及びハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	サービスエリア・パーキングエリアに関する営業用建物資産等の保有事業及び 高速道路の高架下事業
企業結合を行った主な理由	主として、効率的なサービスエリア・パーキングエリア事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社による事業譲受
結合後企業の名称	中日本高速道路株式会社
取得した議決権比率	

- 2. 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 3. 取得した事業の取得原価及びその内訳
 - (1) 取得した事業の取得原価12,842百万円
 - (2) 取得原価の内訳全て現金によっております。
- 4. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1)資産の額 15,593百万円

(主な内訳)

道路休憩所建物 12,568百万円 共用施設負担金 1,837百万円 構築物他 1,187百万円 (2)負債の額 2,664百万円

(主な内訳)

長期借入金 2,578百万円 預り保証金 86百万円 (当社子会社の中日本エクシス㈱による事業譲受)

1. 企業結合の概要

相手企業等の名称	道路サービス機構及びハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	サービスエリア・パーキングエリアに関する店舗運営、テナント管理等の運 営・管理事業
企業結合を行った主な理由	効率的なサービスエリア・パーキングエリア事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	中日本エクシス㈱による事業譲受
結合後企業の名称	中日本エクシス株式会社
取得した議決権比率	

- 2. 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 3. 取得した事業の取得原価及びその内訳
 - (1) 取得した事業の取得原価△8,243百万円
 - (2) 取得原価の内訳全て現金によっております。
- 4. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	5,347百万円
(主な内訳)	
預金	4,694百万円
建設仮勘定	314百万円
商品他	338百万円
(2) 負債の額	8,896百万円
(主な内訳)	
預り保証金	4,694百万円
建設協力預り金	2,195百万円
退職給付引当金	2,006百万円

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債(政府保証債)を発行しました。

区分	政府保証第9 回中日本高速 道路債券	政府保証第10 回中日本高速 道路債券
発行総 額	金200億円	金200億円
利率	年1.8パーセ ント	年1.8パーセ ント
発行価額	額面100円に つき 金99円95銭	額面100円に つき 金99円40銭
払込期 日	平成18年10月 16日	平成18年11月 20日
償還期 日	平成28年10月 14日	平成28年11月 18日
担保	一般担保	一般担保
資金の 使途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復日 その他の管理 の資金	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復日 その他の管理 の資金

区分	政府保証第11 回中日本高速 道路債券	政府保証第12 回中日本高速 道路債券
発行総 額	金100億円	金200億円
利率	年1.7パーセ ント	年1.8パーセ ント
発行価額	額面100円に つき 金99円65銭	額面100円に つき 金99円50銭
払込期 日	平成18年12月 18日	平成19年1月 23日
償還期 日	平成28年12月 16日	平成29年1月 23日
担保	一般担保	一般担保
資金の 使途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復日 その他の管理 の資金	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金

I 株式取得による会社の買収

当社は、当社が行う業務の根幹をなす 高速道路の維持管理業務について、当社 グループの一部門として、戦略を共有し ながら一体的に実施することを目的とし て、中日本ハイウェイ・パトロール名古 屋㈱他6社の株式を取得し、子会社とし ました。

<買収の概要>

中日本ハイウェイ・パト ロール名古屋㈱
当社が管理する高速道路 の交通管理業務及びこれ に附帯する業務
資産 278百万円 負債 178百万円 純資産 100百万円 (平成19年10月1日現在)
平成19年10月 1 日
100千株
100百万円
当社100%
名古屋道路エンジニア(株 (注)
当社が管理する高速道路 の保全点検及びこれに附 帯する業務
資産 5,026百万円 負債 2,279百万円 純資産 2,746百万円 (平成19年3月31日現在)
平成19年10月29日
38千株
459百万円
当社 58.0%

(注) 株式取得時の名称で、平成19年11月 29日の臨時株主総会で、中日本ハイ ウェイ・エンジニアリング名古屋㈱ に商号を変更しております。

I 会社分割

当社の中央研究所は、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社における高速道路の管理及び建設にかかる既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってきましたが、東日本高速道路、西日本高速道路及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成19年4月2日に、中央研究所を3社共有の会社とし、高速総研として設立しました。

<分割の概要>

事業内容	高速道路の管理及び建設 にかかる技術に関する調 査、研究及び開発
事業規模	第2期運営費 4,853百万 円(注)
分割の形 態	新設分割
分割会社 の名称	株式会社高速道路総合技 術研究所
資産、負 債及び純 資産の額	資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円
従業員数	99名
その他	高速総研に対する東日本 高速道路、西日本高速道 路及び当社の出資比率 は、それぞれ1/3であ ります。

(注) 第2期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)運営費は、東日 本高速道路、西日本高速道路及び当 社の負担額の合計額であります。 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

なお、上記の全ての社債に、以下の特 約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構法の規定により、債券 に係る債務が独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構によって引 き受けられた場合、同機構は、当社 と連帯して当該債務を負うこととさ れております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本 高速道路保有・債務返済機構債券の 債権者の先取特権と同順位となると されております。

株式取得 ㈱アステック・メンテ ^(注) する会社 の名称 当社が管理する高速道路 事業内容 の保全工事及びこれに附 帯する業務 資産 1,086百万円 負債 152百万円 規模 934百万円 純資産 (平成19年9月3日現在) 株式取得 平成19年11月1日 の時期 取得する 50千株 株式の数 取得価額 910百万円 取得後の 当社100% 持分比率

(注) 株式取得時の名称で、平成19年11 月1日の臨時株主総会で、中日本 ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱ に商号を変更しております。

株式取得 する会社 の名称	日本メンテックス(柄 ^(注)
事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務
規模	資産 1,717百万円 負債 804百万円 純資産 913百万円 (平成19年3月31日現在)
株式取得の時期	平成19年11月 6 日
取得する 株式の数	406株
取得価額	238百万円
取得後の 持分比率	当社73.5%

(注) 株式取得時の名称で、平成19年11 月26日の臨時株主総会で、中日本 ハイウェイ・メンテナンス東名㈱ に商号を変更しております。 Ⅱ 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債(政府 保証債)を発行しました。

区分	政府保証第13 回中日本高速 道路債券	政府保証第14 回中日本高速 道路債券
発行総額	金200億円	金200億円
利率	年1.7パーセ ント	年1.9パーセ ント
発行価額	額面100円に つき 金99円60銭	額面100円に つき 金99円95銭
払込期日	平成19年5月 21日	平成19年6月 18日
償還期日	平成29年5月 19日	平成29年6月 16日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金	高速道路の新 設及び改築、 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特 約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた 場合、本債券の債権者は、機構法の規 定により、機構の総財産についても、 担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高 速道路保有・債務返済機構債券の債権 者の先取特権と同順位となるとされて おります。

	前中間連結会計 自 平成18年4 至 平成18年9	月1日	(自	4中間連結会計期間 平成19年4月1日 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	が行う業務の根草	全をなす高速道路 こ、当社グループ	株式取得 する会社 の名称	中部道路メンテナンス㈱ (注)	
体的に	実施することを目	と共有しながら一 目的として、平成 会において、子会	事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務	
社を設	立することを決請 18年10月30日に記	義し、以下の2社 设立することとし	規模	資産 2,320百万円 負債 569百万円 純資産 1,751百万円 (平成19年9月30日現在)	
<設立す	る子会社の概況		株式取得の時期	平成19年11月19日	
商号	中日本エクストール横浜㈱	中日本エクストール名古屋㈱	取得する株式の数	85千株	
事業内容	当社が管理す る高速道路の 料金収受業務 及びこれに附 帯する業務	当社が管理す る高速道路の 料金収受業務 及びこれに附 帯する業務	取得価額	1,600百万円	
設立年 月日	〒9つ美務 平成18年10月 30日	〒9つ耒榜 平成18年10月 30日	取得後の 持分比率	当社100%	
所在地	横浜市港北区	名古屋市中区		取得時の名称で、平成19年11 日の臨時株主総会で、中日本	
代表者	代表取締役社 長 伊藤秀一	代表取締役社 長 山本繁男	ハイ	ウェイ・メンテナンス名古屋 商号を変更しております。	
資本金発行済	50百万円	50百万円	株式取得 する会社 の名称	東エン㈱(注)	
株式数株主構成	100千株	当社100%	事業内容	当社が管理する高速道路 の保全点検及びこれに附 帯する業務	
			規模	資産 6,077百万円 負債 3,465百万円 純資産 2,612百万円 (平成19年3月31日現在)	
			株式取得 の時期	平成19年12月12日	
			取得する株式の数	32千株	
			取得価額	512百万円	
			取得後の 持分比率	当社57.3%	

25日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱に

商号を変更しております。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 (白 (白 平成18年4月1日 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成19年9月30日) 至 平成19年3月31日) Ⅲ 会社分割 当社の中央研究所は、東日本高速道 株式取得 ㈱アルプスハイウェイ サービス ^(注) する会社 路、西日本高速道路及び当社における高 の名称 速道路の管理及び建設にかかる既往技術 当社が管理する高速道路 の改善、また新技術の調査・研究及び技 事業内容 の保全工事及びこれに附 術開発を行ってきましたが、東日本高速 帯する業務 道路、西日本高速道路及び当社は、高速 271百万円 資産 道路技術の粋を集約し、高水準で効率的 負債 22百万円 規模 純資産 248百万円 な調査・研究及び技術開発を共同で行う (平成19年10月22日現在) ため、平成18年12月7日の当社取締役会 において、平成19年4月1日に、中央研 株式取得 平成19年12月13日 の時期 究所を3社共有の会社とし、株式会社高 速道路総合技術研究所として設立するも 取得する 50千株 株式の数 のとして決議しました。 <分割の概要> 取得価額 310百万円 高速道路の管理及び建設 事業内容 にかかる技術に関する調 取得後の 査、研究及び開発 当社100% 持分比率 第1期運営費 事業規模 3,306百万円 (注1) (注)株式取得時の名称で、平成19年12月 14日の臨時株主総会で、中日本ハイ 分割の形態 新設分割 ウェイ・メンテナンス中央㈱に商号 分割会社の 株式会社高速道路総合技 を変更しております。 名称 術研究所 Ⅱ 社債の発行 資産、負債 資産 2,132百万円 当社は、以下の条件で普通社債を発行 及び純資産 の額 ^(注2) 負債 一百万円 純資産 2,132百万円 しました。 中日本高速道 中日本高速道 従業員数 約100名 区分 路株式会社第 路株式会社第 2回社債 3回社債 株式会社高速道路総合技 術研究所に対する東日本 高速道路、西日本高速道 発行 その他 金200億円 金300億円 路及び当社の出資比率 総額 は、それぞれ1/3であ ります。 年1.6パーセン 年1.92パーセ 利率 (注) 1. 第1期(自 平成17年10月1日 発行 額面100円につ 額面100円につ 至 平成18年3月31日) 運営費 価額 き金100円 き金100円 は、東日本高速道路、西日本高 平成19年10月 平成19年10月 速道路及び当社の負担額の合計 期日 11日 11日 額であります。 償還 平成26年12月 平成29年9月 2. 平成19年4月1日における見込 期日 19日 20 H み額であります。 担保 一般担保 一般担保

高速道路の新

設及び改築並

びに維持、修

繕、災害復旧

その他の管理

の資金

資金

の使

途

高速道路の新

設及び改築並

びに維持、修

繕、災害復旧

その他の管理

の資金

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	政府保証第18 回中日本高速 道路債券	
	発行 総額 金100億円	
	利率 年1.5パーセント	
	発行 額面100円につ 価額 き金99円40銭	
	払込 平成19年12月 期日 17日	
	償還 平成29年12月 期日 15日	
	担保 一般担保	
	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 途 後 後 後 後 後 後 の他の管理 の資金	
	なお、上記の全ての社債に、以下の	
	特約が付されております。	
	① 機構法の規定により、債券に係る	
	債務が機構によって引き受けられた	
	場合、同機構は、当社と連帯して当	
	該債務を負うこととされておりま	
	す。	
	② 上記①に定める債務引受がなされ た場合、本債券の債権者は、機構法	
	の規定により、機構の総財産につい	
	ても、担保に供されることとしてお	
	ります。	
	③ 上記②の先取特権の順位は、日本	
	高速道路保有・債務返済機構債券の	
	債権者の先取特権と同順位となると	
	されております。	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自	中間連結会計期間 平成19年4月1日 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	社グループ 対応及び福 成19年12月 社等を設立 社を平成20 こととしま	不動産関係業務の効率化、当 内における人材派遣業務への 利厚生の充実を図るため、平 6日の取締役会において、子会 することを決議し、以下の2 年2月1日(予定)に設立する	
	商号	NEXCO中日本サービス(株)	
	事業内容	不動産関係業務及び当社 グループにおける人材派 遺業務並びにこれらに附 帯する業務	
	設立年月日	平成20年2月1日 (予 定)	
	所在地	名古屋市中区	
	資本金 発行済株式	75百万円	
	数	150千株	
	株主構成	当社100%	
	<設立する関	連会社の概況>	
	商号	㈱NEXCO保険サービス	
	事業内容	損害保険・生命保険の代 理店業務及びこれに附帯 する業務	
	設立年月日	平成20年2月1日(予定)	
	所在地	東京都 文京区	
	資本金	15百万円	
	発行済株式 数	30千株	
	株主構成	当社33.3%	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

- (1) 【中間財務諸表】
 - ①【中間貸借対照表】

			間会計期間末 18年9月30日))	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度 (平成	前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)											
I 流動資産											
1 現金及び預金		27, 057			33, 138			60, 388			
2 高速道路事業営業 未収入金		39, 954			52, 142			44, 066			
3 未収入金	※ 5	1,606			1,865			16, 099			
4 短期貸付金	※ 3	29, 022			20, 656			30,000			
5 仕掛道路資産等		464, 914			670, 519			584, 443			
6 その他		24, 104			62, 799			20, 563			
貸倒引当金		△41			△26			△36			
流動資産合計			586, 619	72. 5		841, 095	79. 3		755, 524	77. 1	
Ⅱ 固定資産											
A 高速道路事業固定 資産											
1 有形固定資産	※ 1	62, 679			61, 328			64, 513			
2 無形固定資産		1,912			2, 313			2, 575			
高速道路事業固定 資産合計			64, 592	8.0		63, 641	6.0		67, 088	6.8	
B 関連事業固定資産											
1 有形固定資産											
(1) 土地		104, 137			104, 292			104, 292			
(2) その他		21, 128			20, 889			20, 945			
有形固定資産合 計	※ 1	125, 265			125, 181			125, 237			
2 無形固定資産		0			120			91			
関連事業固定資産 合計			125, 266	15. 5		125, 301	11.8		125, 328	12.8	
C 各事業共用固定資 産											
1 有形固定資産	※ 1	24, 089			22, 197			23, 581			
2 無形固定資産		2, 125			2, 289			2, 489			
各事業共用固定資 産合計			26, 214	3. 2		24, 487	2.3		26, 071	2.6	
D その他の固定資産											
1 有形固定資産	※ 1	1,699			811			1, 028			
その他の固定資産 合計			1, 699	0.2		811	0.1		1, 028	0.1	

		前中 (平成:	間会計期間末 18年9月30日))	当中 (平成:	間会計期間末 19年9月30日))	前事業年度の要約貸借対照 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
E 投資その他の資産										
1 投資その他の資 産		5, 656			5, 230			5, 223		
貸倒引当金		△589			△490			△535		
投資その他の資産 合計			5, 067	0.6		4, 740	0.4		4, 688	0.5
固定資産合計			222, 839	27. 5		218, 983	20.6		224, 205	22.8
Ⅲ 繰延資産			361	0.0		708	0.1		568	0.1
資産合計	※ 2		809, 821	100.0		1, 060, 786	100.0		980, 299	100.0
(to (to - to)										
(負債の部)										
I 流動負債										
1 高速道路事業営業 未払金		54, 100			53, 213			95, 823		
2 1年以内返済予定 長期借入金		3, 796			5, 445			4, 488		
3 引当金		2, 426			1,914			1, 981		
4 その他	※ 5	55, 216			39, 559			34, 940		
流動負債合計			115, 539	14. 3		100, 132	9. 4		137, 233	14.0
Ⅱ 固定負債										
1 道路建設関係社債	※ 2	169, 534			344, 054			264, 289		
2 道路建設関係長期 借入金		267, 900			354, 068			328, 497		
3 その他の長期借入金		31, 536			26, 088			28, 834		
4 退職給付引当金		46, 445			46, 462			46, 439		
5 その他引当金		5, 523			7, 312			8, 459		
6 その他		9, 147			10, 790			9, 316		
固定負債合計			530, 088	65. 4		788, 776	74. 4		685, 836	70.0
負債合計			645, 627	79. 7		888, 909	83.8		823, 069	84. 0

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)				間会計期間末 19年9月30日))	前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	円) 構成比 (%)		金額(百万円)	
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			65, 000	8.0		65, 000	6. 1		65,000	6.6
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		65, 000			65, 000			65, 000		
(2) その他資本剰余 金		6,650			6, 650			6, 650		
資本剰余金合計			71, 650	8.9		71,650	6.8		71,650	7.3
3 利益剰余金										
(1) その他利益剰余 金										
高速道路事業積 立金		11,084			17, 259			11, 084		
別途積立金		1, 482			3, 320			1, 482		
繰越利益剰余金		14, 975			14, 648			8, 011		
利益剰余金合計			27, 542	3. 4		35, 227	3. 3		20, 579	2. 1
株主資本合計			164, 193	20. 3		171, 877	16. 2		157, 229	16.0
純資産合計			164, 193	20. 3		171, 877	16. 2		157, 229	16.0
負債純資産合計			809, 821	100.0		1, 060, 786	100.0		980, 299	100.0

②【中間損益計算書】

	②【中間損益計	算 目】		"間会計期間			中間会計期間		前事業年度の要約損益計算書		
				成18年4月1 成18年9月30			成19年4月1 成19年9月30			成18年4月1 成19年3月31	
	区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比(%)	金額(百	百万円)	百分比(%)	金額(百	至万円)	百分比(%)
Ι	高速道路事業営業損 益										
1	1 営業収益			317, 514	96. 3		342, 566	96. 7		635, 684	94. 6
4	2 営業費用			292, 969	88. 9		322, 292	91. 0		625, 971	93. 2
	高速道路事業営業 利益			24, 545	7.4		20, 273	5. 7		9, 712	1.4
П	関連事業営業損益										
1	1 営業収益										
	(1) 直轄高速国道事 業収入		_			_			1, 202		
	(2) 受託業務収入		8, 225			4, 760			27, 059		
	(3) 道路休憩所事業 収入		3, 625			6, 748			7, 249		
	(4) トラックターミ ナル事業収入		59			59			119		
	(5) その他の事業収 入		133	12, 043	3. 7	283	11, 851	3. 3	420	36, 051	5. 4
2	2 営業費用										
	(1) 直轄高速国道事 業費		23			_			1, 166		
	(2) 受託業務事業費		8, 194			4, 745			27, 356		
	(3) 道路休憩所事業費		1, 943			2, 786			3, 576		
	(4) トラックターミナル事業費		35			40			62		
	(5) その他の事業営 業費		195	10, 391	3. 2	386	7, 958	2.2	604	32, 767	4.9
	関連事業営業利益			1, 651	0.5		3, 893	1.1		3, 284	0.5
	全事業営業利益			26, 196	7.9		24, 167	6.8		12, 996	1.9
Ш	営業外収益	※ 1		927	0.3		546	0.2		2, 235	0.3
IV	営業外費用	※ 2		713	0.2		398	0.1		1, 132	0.2
	経常利益			26, 411	8.0		24, 315	6.9		14, 099	2.0
V	特別利益	※ 3		303	0.0		69	0.0		532	0.1
VI	特別損失	※ 4		430	0.1		6	0.0		820	0.1
	税引前中間(当 期)純利益			26, 284	7.9		24, 378	6.9		13, 811	2.0
	法人税、住民税及 び事業税		10,860			10, 100			5, 780		
	法人税等調整額		449	11, 309	3. 4	△369	9, 730	2.8	20	5, 800	0.9
	中間(当期)純利 益			14, 975	4. 5		14, 648	4. 1		8, 011	1.1
L					<u> </u>]]	<u> </u>

⁽注) 百分比は、全事業営業収益(前中間会計期間329,557百万円、当中間会計期間354,418百万円、前事業年度の要約損益計算書671,735百万円)を100とする比率であります。

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

					株主資本					
			資本剰余金			利益剰	制余金			
		資本準備金			その他利益剰余		余金		株主資本	純資産合 計
			その他資本剰余金	資本剰余 金合計	高速道路 事業積立 金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	65, 000	65,000	_	65,000	_	_	12, 567	12, 567	142, 567	142, 567
中間会計期間中の変動額										
高速道路事業積立金の積立 (注 2)					11, 084		△11, 084	_	_	1
別途積立金の積立 (注2)						1, 482	△1, 482			I
固定資産他評価額等の調整 (注1)			6, 650	6,650					6, 650	6, 650
中間純利益							14, 975	14, 975	14, 975	14, 975
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)		_	6, 650	6,650	11, 084	1,482	2, 407	14, 975	21, 625	21, 625
平成18年9月30日残高(百万円)	65, 000	65, 000	6,650	71,650	11, 084	1, 482	14, 975	27, 542	164, 193	164, 193

⁽注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

^{2.} 高速道路事業積立金、別途積立金の積立は、平成18年6月27日の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

					株主資本					
		:	資本剰余金							
	資本金				その)他利益剰	余金		株主資本	純資産合 計
	貝平並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余 金合計	高速道路 事業積立 金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	65, 000	65, 000	6, 650	71,650	11, 084	1, 482	8, 011	20, 579	157, 229	157, 229
中間会計期間中の変動額										
高速道路事業積立金の積立					6, 174		△6, 174	ı	ı	l
別途積立金の積立						1,837	△1,837	ı	ı	l
中間純利益							14, 648	14, 648	14, 648	14, 648
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)		_	_	_	6, 174	1,837	6, 636	14, 648	14, 648	14, 648
平成19年9月30日残高(百万円)	65, 000	65, 000	6,650	71,650	17, 259	3, 320	14, 648	35, 227	171, 877	171, 877

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		株主資本								
		;	資本剰余金	Ì		利益乗	制余金			
	資本金				その他利益剰余金				株主資本	純資産合 計
		資本準備金	その他資 本剰余金	金合計	高速道路 事業積立 金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	65, 000	65, 000	_	65, 000	_	_	12, 567	12, 567	142, 567	142, 567
事業年度中の変動額										
固定資産他評価額等の調整 (注1)			6, 650	6,650					6, 650	6, 650
高速道路事業積立金の積立 (注 2)					11, 084		△11, 084	-	-	-
別途積立金の積立 (注 2)						1, 482	△1, 482	_	_	-
当期純利益							8, 011	8, 011	8, 011	8, 011
事業年度中の変動額合計 (百万円)	I	_	6,650	6,650	11, 084	1, 482	△4, 556	8, 011	14, 661	14, 661
平成19年3月31日残高(百万円)	65, 000	65, 000	6, 650	71,650	11, 084	1,482	8, 011	20, 579	157, 229	157, 229

⁽注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

^{2.} 高速道路事業積立金、別途積立金の積立は、平成18年6月27日の定時株主総会における利益処分項目であります。

中间	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券	(1) 有価証券	(1) 有価証券
① 子会社株式及び関連会社株式	① 子会社株式及び関連会社株式	① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によってお	同左	同左
ります。		
② 満期保有目的の債券	② その他有価証券	② 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によっており	時価のないもの	償却原価法(定額法)によっており
ます。	移動平均法による原価法によって	ます。
	おります。	
(2) たな卸資産	(2) たな卸資産	(2) たな卸資産
① 仕掛道路資産	① 仕掛道路資産	① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっておりま	同左	同左
		
なお、仕掛道路資産の取得原価は、		
建設価額に用地取得に係る費用その他		
の附帯費用を加算した価額に労務費・		
人件費等のうち道路建設に要した費用		
として区分された費用の額及び除却工		
事費用等資産の取得に要した費用の額		
を加えた額としております。		
また、仕掛道路資産の建設に充当し		
た借入資金の利息で、当該資産の工事		
完了の日までに発生したものは建設価		
額に算入しております。		
② 商品・原材料・貯蔵品	② 商品・原材料・貯蔵品	② 商品・原材料・貯蔵品
主として最終仕入原価法による原価	同左	同左
法によっております。		
2 固定資産の減価償却の方法	2 固定資産の減価償却の方法	2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
定額法によっております。	定額法によっております。	同左
なお、主な耐用年数は以下のとおり	なお、主な耐用年数は以下のとおり	
であります。 構築物 7~50年	であります。	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	構築物 7~50年 機械及び特署 5~17年	
機械及び装置 5~17年	機械及び装置 5~17年	
また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にし	また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中	
産については、上記順用年数を基にし た中古資産の耐用年数によっておりま	ついては、上記順用年数を基にした中 古資産の耐用年数によっております。	
た甲百貫座の刪用平級によっております。	口貝/生い	
(2) 無形固定資産	(2)無形固定資産	(2) 無形固定資産
定額法によっております。	同左	同左
なお、自社利用のソフトウエアにつ	PAZE	IH/CL.
いては、社内における利用可能期間		
(5年)に基づいております。		
(01/1000)	<u> </u>	<u> </u>

	,	_
前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 繰延資産の処理方法	3 繰延資産の処理方法	3 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費	道路建設関係社債発行費	道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却	社債の償還期限までの期間で均等償却	社債の償還期限までの期間で均等償却
しております。	しております。	しております。
ただし、前事業年度に計上されていた	ただし、第1期事業年度に計上されて	ただし、前事業年度に計上されていた
ものについては、社債の償還期限までの	いたものについては、社債の償還期限ま	ものについては、社債の償還期限までの
期間または3年のいずれか短い期間で均	での期間または3年のいずれか短い期間	期間または3年のいずれか短い期間で均
等償却しております。	で均等償却しております。	等償却しております。
4 引当金の計上基準	4 引当金の計上基準	4 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備	同左	同左
えるため、一般債権については貸倒実		
績率により、貸倒懸念債権等特定の債		
権については個別に回収可能性を検討		
し、回収不能見込額を計上しておりま		
す。		
(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えて、賞与支	同左	従業員賞与の支払に備えて、賞与支
給見込額の当中間会計期間負担額を計		給見込額の当事業年度負担額を計上し
上しております。		ております。
(3) 引継道路施設撤去引当金		(3) 引継道路施設撤去引当金
一般有料道路の国等への引継ぎに伴		一般有料道路の国等への引継ぎに伴
う将来の施設撤去等の支払に備えるた		う将来の施設撤去等の支払に備えるた
め、当中間会計期間末における所要額		め、当事業年度末における所要額を見
を見積り計上しております。		積もり計上しております。
		なお、国等への引継ぎに伴う施設撤
		去工事が終了したため、当事業年度末
		における残高はありません。
(4) ハイウェイカード偽造損失補てん引当	(4) ハイウェイカード偽造損失補てん引当	(4) ハイウェイカード偽造損失補てん引当
金	金	金
ハイウェイカードの不正使用に伴う	同左	同左
将来の損失に備えるため、合理的見積		
り方法によって今後判明すると見込ま		
れる被害額を計上しております。		
(5) 回数券払戻引当金	(5) 回数券払戻引当金	(5) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備	利用停止した回数券の払戻費用に備	利用停止した回数券の払戻費用に備
えるため、払戻実績率により払戻見込	えるため、払戻実績率により払戻見込	えるため、払戻実績率により払戻見込
額を計上しております。	額を計上しております。	額を計上しております。
	なお、回数券の払戻しが概ね終了し	
	たと見込まれるため、当中間会計期間	
	末における残高はありません。	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、当中間会 計期間末において発生していると認め られる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その 発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(15年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発 生の翌事業年度から費用処理しており ます。

なお、執行役員に対する退職給付を 含んでおり、その計上基準は役員退職 慰労引当金と同様であります。

(7) 役員退職慰労引当金

す。

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(8) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による 無料走行に備えるため、当中間会計期 間末におけるポイント発行残高に対す る将来の使用見込額を計上しておりま

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、当中間会 計期間末において発生していると認め られる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その 発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(10年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発 生の翌事業年度から費用処理しており ます。

なお、執行役員に対する退職給付を 含んでおり、その計上基準は役員退職 慰労引当金と同様であります。

(追加情報)

当中間会計期間より、従業員の平均 残存勤務期間が従来の費用処理年数 (15年)に満たないため、退職給付会 計における数理計算上の差異の費用処 理年数を10年に変更しております。

これによる経常利益及び税引前中間 純利益に与える影響は軽微でありま す

(7) 役員退職慰労引当金 同左

(8) ETCマイレージサービス引当金 同左

(9) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、当事業年 度末において発生していると認められ る額を計上しております。

数理計算上の差異については、その 発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(15年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発 生の翌事業年度から費用処理しており ます。

なお、執行役員に対する退職給付を 含んでおり、その計上基準は役員退職 慰労引当金と同様であります。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事 業年度末要支給額を計上しております。

(8) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による 無料走行に備えるため、当事業年度末 におけるポイント発行残高に対する将 来の使用見込額を計上しております。

(9) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、ポイントの交換実績が発生していないため、当事業年度末における残高はありません。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 リース取引の処理方法	5 リース取引の処理方法	5 リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転する	同左	同左
と認められるもの以外のファイナンス・		
リース取引については、通常の賃貸借取		
引に係る方法に準じた会計処理によって		
おります。		
6 その他中間財務諸表作成のための基本と	6 その他中間財務諸表作成のための基本と	6 その他財務諸表作成のための基本となる
なる重要な事項	なる重要な事項	重要な事項
(1) 収益及び費用の計上基準	(1) 収益及び費用の計上基準	(1) 収益及び費用の計上基準
完成工事高の計上基準	同左	同左
道路資産完成高の計上には工事完成		
基準を適用しております。		
また、受託業務収入に係る工事のう		
ち、請負金額が50億円以上の長期工事		
(工期2年超) については工事進行基		
準を、その他の工事については工事完		
成基準を適用しております。		
(2) 消費税等の会計処理	(2) 消費税等の会計処理	(2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜き方式	同左	同左
によっております。		

中間財務諸表作成のための基本とな	る重要な事項の変更	
前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金		(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金
額は164,193百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借 対照表の純資産の部については、中間財務 諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財 務諸表等規則により作成しております。		額は157,229百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の 純資産の部については、財務諸表等規則の 改正に伴い、改正後の財務諸表等規則によ り作成しております。
(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間会計期間より、「繰延資産の会計 処理に関する当面の取扱い」(企業会計基 準委員会 平成18年8月11日 実務対応報 告第19号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益 に与える影響は軽微であります。 なお、前事業年度において繰延資産に含 めておりました道路建設関係社債発行差金 148百万円は、当中間会計期間から道路建 設関係社債から控除して表示しておりま す。		(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金148百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。
(金融商品に関する会計基準) 当中間会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。		(金融商品に関する会計基準) 当事業年度より、改正後の「金融商品に 関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準 第10号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益 に与える影響は軽微であります。
(企業結合に係る会計基準等) 当中間会計期間より、「企業結合に係る 会計基準(企業結合に係る会計基準の設定 に関する意見書)」(企業会計審議会 平 成15年10月31日)及び「事業分離等に関す る会計基準」(企業会計基準第7号 平成 17年12月27日)並びに「企業結合会計基準 及び事業分離等会計基準に関する適用指 針」(企業会計基準適用指針第10号 平成 17年12月27日)を適用しています。		(企業結合に係る会計基準等) 当事業年度より、「企業結合に係る会計 基準(企業結合に係る会計基準の設定に関 する意見書)」(企業会計審議会 平成15 年10月31日)及び「事業分離等に関する会 計基準」(企業会計基準第7号 平成17年 12月27日)並びに「企業結合会計基準及び 事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号 平成17年 12月27日)を適用しております。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(有形固定資産の減価償却の方法)	
	当社は、法人税法の改正((所得税法等	
	の一部を改正する法律 平成19年3月30日	
	法律第6号)及び(法人税法施行令の一部	
	を改正する政令 平成19年3月30日 政令	
	第83号))に伴い、当中間会計期間より、	
	平成19年4月1日以降に取得したものにつ	
	いては、改正後の法人税法に基づく減価償	
	却の方法に変更しております。	
	これによる損益に与える影響は軽微であ	
	ります。	
	(原因者負担収入の計上方法)	
	従来、道路に損傷等を与えたドライバー	
	等原因者の行為に起因して発生した復旧に	
	要した費用等を高速道路事業営業費用に、	
	当該原因者から徴収する原因者負担収入を	
	営業外収益に計上しておりましたが、当中	
	間会計期間より当該原因者負担収入を高速	
	道路事業営業費用から控除して表示するこ	
	ととしております。	
	この変更は、原因者負担工事に係る費用	
	とその原因者負担金に直接的対応関係が認	
	められ、今後ますます金額的重要性が増す	
	と考えられることから、これらを個別に対	
	応させることにより、高速道路事業営業損	
	益をより実態を反映した表示とするための	
	ものであります。	
	この変更により、従来と同一の方法に	
	よった場合に比べ、高速道路事業営業利益	
	では342百万円増加し、経常利益では34百	
	万円増加し、税引前中間純利益では101百	
	万円増加しております。	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
	(中間貸借対照表)
	従来「現金及び預金」に含めて表示していました譲渡性預金
	は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第
	14号 最終改正平成19年7月4日)、「『中間財務諸表等の用
	語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項
	について」(最終改正 平成19年10月2日)及び「金融商品会計
	に関するQ&A」(会計制度委員会 最終改正平成19年11月 6
	日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間より、流動資産の
	「その他」に含めて表示しております。
	なお、譲渡性預金の残高は、前中間会計期間末は1,000百万
	円、当中間会計期間末は35,000百万円であります。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(固定資産評価額等の調整)		(固定資産評価額等の調整)
国土交通省からの注意・是正文書(平成		国土交通省からの注意・是正文書(平成
18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日		18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に道
本道路公団より承継された固定資産他の一		路公団から承継された固定資産の一部の評
部の評価額等を当中間会計期間において		価額等を当事業年度において6,650百万円
6,650百万円(高速道路固定資産 建物75百		(高速道路事業固定資産 建物75百万円、
万円、構築物1,557百万円、機械及び装置		構築物1,557百万円、機械及び装置3,882百
3,882百万円、車両及び運搬具△379百万		万円、車両運搬具△379百万円、工具、器
円、工具、器具及び備品50百万円、土地0		具及び備品50百万円、土地0百万円、関連
百万円、関連事業固定資産 構築物94百万		事業固定資産 構築物94百万円、土地△71
円、土地△71百万円、建設仮勘定276百万		百万円、建設仮勘定276百万円、その他△
円、その他△53百万円、各事業共用固定資		53百万円、各事業共用固定資産9百万円、
産9百万円、その他固定資産113百万円、仕		その他固定資産113百万円、仕掛道路資産
掛道路資産1,096百万円)を調整し、その他		1,096百万円)を調整し、その他資本剰余
資本剰余金を同額増加させております。		金を同額増加させております。
これに伴う減価償却累計額の調整額120百		これに伴う減価償却累計額の調整額120
万円は、当中間会計期間の特別損失に計上		百万円は、当事業年度の特別損失に計上し
しております。		ております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末 (平成19年3月31日)		
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額		※ 1	※1 有形固定資産の減価償却累計額		
	9,734百万円	20,215百万円		14, 940 Ē		14,940百万円	
※ 2	担保資産及び担保付債務	※ 2	担保資産及び担保	付債務	※ 2	※2 担保資産及び担保付債務	
	高速道路株式会社法第8条の規定に		高速道路株式会	社法第8条の規定に		高速道路会社法	第8条の規定によ
	より、総財産を道路建設関係社債		より、総財産を道	路建設関係社債		り、総財産を道路	建設関係社債
	169,534百万円(額面額170,000百万		344,054百万円(名	頁面額345,000百万		264,289百万円(答	預面額265,000百万
	円)の担保に供しております。		円) の担保に供し	ております。		円) の担保に供し	ております。
₩3	短期貸付金には現先が29,016百万円	₩3	短期貸付金には	現先が20,000百万円	₩3	短期貸付金には	現先が29,993百万円
	含まれており、社債等を担保資産とし		含まれており、社	債等を担保資産とし		含まれており、社	:債等を担保資産とし
	て保有しております。その決算日現在		て保有しておりま	す。その決算日現在		て保有しておりま	す。その決算日現在
	の時価は、29,015百万円であります。		の時価は、20,001	百万円であります。		の時価は、29,997	'百万円であります。
4	偶発債務	4	偶発債務		4	偶発債務	
	下記の会社等の金融機関からの借入		下記の会社等の	金融機関からの借入		下記の会社等の	金融機関からの借入
	金等に対して、次のとおり債務保証を		金等に対して、次	のとおり債務保証を		金等に対して、次	のとおり債務保証を
	行っております。		行っております。			行っております。	
(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法	(1) 民営化関係法施行法第16条の規定に		(1) 民営化関係法施行法第16条の規定に			
	第16条の規定により、独立行政法人日	より、機構、東日本高速道路及び西日		より、機構、東日本高速道路及び西日			
	本高速道路保有・債務返済機構、東日	本高速道路が道路公団から承継した借			本高速道路が道路公団から承継した借		
	本高速道路株式会社及び西日本高速道	入金及び道路債券(国からの借入金、			入金及び道路債券	:(国からの借入金、	
	路株式会社が日本道路公団から承継し		機構が承継した借	入金及び国が保有し		機構が承継した借	入金及び国が保有し
	た借入金及び道路債券(国からの借入		ている債券を除く)に係る債務につい		ている債券を除く)に係る債務につい
	金、独立行政法人日本高速道路保有・		ては、機構、東日	本高速道路及び西日		ては、機構、東日	本高速道路及び西日
	債務返済機構が承継した借入金及び国	本高速道路と連帯して債務を負ってお		本高速道路と連帯して債務を負ってお			
	が保有している債券を除く)に係る債	ります。		ります。			
	務については、独立行政法人日本高速		機構	9,439,347百万円		機構	10,083,127百万円
	道路保有・債務返済機構、東日本高速		東日本高速道路	51,218百万円		東日本高速道路	55,076百万円
	道路株式会社及び西日本高速道路株式		西日本高速道路	789百万円		西日本高速道路	862百万円
	会社と連帯して債務を負っておりま		計	9,491,354百万円		計	10,139,065百万円
	す。		ΡI	9, 491, 334 🖂 /3]		рI	10, 133, 003 🖯 🕖 []
	(独) 日本高速道 路保有・債務返済 11,098,137百万円 機構						
	東日本高速道路㈱ 62,554百万円						
	西日本高速道路㈱ 49,372百万円						
	計 11,210,064百万円						

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済38,450百万円機構

なお、上記引き渡しにより、当中間 会計期間で道路建設関係長期借入金が 3,600百万円減少しております。

※5 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、 相殺のうえ、流動負債の「その他」に 含めて表示しております。 当中間会計期間末 (平成19年9月30日)

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。
- ① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

機構

41,150百万円

② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

機構 40,972百万円

なお、上記引き渡しにより、道路建 設関係長期借入金が当中間会計期間で 24,429百万円減少しております。

※5 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、 相殺のうえ、流動資産の「未収入金」 に含めて表示しております。 前事業年度末 (平成19年3月31日)

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。
- ① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

機構

39,850百万円

② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

機構 17,843百万円

なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が当事業年度で22,843百万円減少しております。

※ 5

(中間損益計算書関係)

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日			当中間会計期間 (自 平成19年4月1 至 平成19年9月3			前事業年度 (自 平成18年4月1 至 平成19年3月3	
※ 1	営業外収益の主要項目		₩1	営業外収益の主要項目		₩ 1	営業外収益の主要項目	
	受取利息	43百万円		受取利息	64百万円		受取利息	154百万円
	土地物件貸付料	265百万円		土地物件貸付料	253百万円		土地物件貸付料	525百万円
	原因者負担収入	398百万円		法人税等還付加算金	100百万円		原因者負担収入	865百万円
※ 2	営業外費用の主要項目		※ 2	営業外費用の主要項目		※ 2	営業外費用の主要項目	
	支払利息	328百万円		支払利息	277百万円		支払利息	621百万円
	たな卸資産廃棄損	237百万円					たな卸資産廃棄損	237百万円
※ 3	特別利益の主要項目		※ 3	特別利益の主要項目		※ 3	特別利益の主要項目	
	固定資産計上額修正益	153百万円		固定資産売却益			固定資産売却益	
	未払金消却益	137百万円		建物他	2百万円		土地他	195百万円
				前期損益修正益	67百万円		固定資産計上額修正益	153百万円
				前事業年度の原因者 るものであります。	f負担工事によ		未払金消却益	137百万円
※ 4	特別損失の主要項目		※ 4	特別損失の主要項目		※ 4	特別損失の主要項目	
	偽造ハイウェイカード 損失	310百万円		固定資産売却損			固定資産売却損	
	固定資産評価額調整損	120百万円		車両運搬具他	6百万円		建物	106百万円
							土地	31百万円
	当社成立時の固定資産						車両運搬具他	27百万円
	に伴い、減価償却累計額	の調整を実					計	164百万円
	施したものです。						前期損益修正損	225百万円
							厚木労働基準監督署	
							く前年度時間外手当で 偽造ハイウェイカード	ごあります。
							得度ハイ ウェイルート 損失	310百万円
							固定資産評価額調整損	120百万円
						当社成立時の固定資産評価額調整		資産評価額調整
						に伴い、減価償却累計額の調整を実		
							施したものであります。	
5	減価償却実施額		5	減価償却実施額		5	減価償却実施額	
	有形固定資産	5,430百万円		有形固定資産	5,677百万円		有形固定資産	10,565百万円
	無形固定資産	527百万円		無形固定資産	696百万円		無形固定資産	1,085百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日

- 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成19年9月30日)
- (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー
- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)
有形固定資 産(工具、 器具及び備 品)	636	192	444
無形固定資 産 (ソフト ウエア)	3	2	0
合計	640	195	444

- 取得価額相当額は、未経過リース料 中間期末残高が有形固定資産の中間 期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定して おります。
- ② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	167百万円
1年超	277百万円
合計	444百万円

- (注) 未経過リース料中間期末残高相当額 は、未経過リース料中間期末残高が 有形固定資産の中間期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み 法により算定しております。
- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 97百万円 減価償却費相当額 97百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。

- リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー
- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	
有形固定資 産 (機械及 び装置)	68	15	52
有形固定資 産(車両運 搬具)	16	4	11
有形固定資 産(工具、 器具及び備 品)	1,001	337	664
合計	1,086	357	728

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料 中間期末残高が有形固定資産の中間 期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定して おります。
- ② 未経過リース料中間期末残高相当額

	1年内	273百万円
	1 年超	455百万円
_	合計	728百万円

- (注) 未経過リース料中間期末残高相当額 は、未経過リース料中間期末残高が 有形固定資産の中間期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み 法により算定しております。
- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 146百万円 減価償却費相当額 146百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法 同左

- リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー
- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	589	233	355
合計	589	233	355

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料 期末残高が有形固定資産の期末残高 等に占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年	为	146百万円
1 年起	超	208百万円
合詞	+	355百万円

- (注) 未経過リース料期末残高相当額は、 未経過リース料期末残高が有形固定 資産の期末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法により算定 しております。
- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 156百万円 減価償却費相当額 156百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法 同左

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成	引会計期間 19年4月1日 19年9月30日)	(自 5	前事業年度 平成18年4月1日 平成19年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティン	2 オペレーティング・リース取引 2 オペレーティング・リース取引		ィング・リース取引
道路資産の未経過リース料	① 道路資産の未経	過リース料	道路資産の未経過リース料	
1年内 465,397百万円	1年内	465,398百万円	1年内	464,573百万円
1年超 20,548,226百万円	1年超	20,537,940百万円	1年超	20,772,469百万円
合計 21,013,623百万円	合計	21,003,339百万円	合計	21,237,042百万円
(注1) 当社及び独立行政法人日本高速道路	(注1) 当社及び機	構は、道路資産の貸付料	(注1) 同左	
保有・債務返済機構は、道路資産の	を含む協定	について、おおむね5年		
貸付料を含む協定について、おおむ	ごとに検討	を加え、必要がある場合		
ね5年ごとに検討を加え、必要があ	には、相互	にその変更を申し出るこ		
る場合には、相互にその変更を申し	とができる	とされております。ただ		
出ることができるとされておりま	し、道路資	産の貸付料を含む協定が		
す。ただし、道路資産の貸付料を含	機構法第17	条に規定する基準に適合		
む協定が独立行政法人日本高速道路	しなくなっ	た場合等、業務等の適正		
保有・債務返済機構法第17条に規定	かつ円滑な	実施に重大な支障が生ず		
する基準に適合しなくなった場合	るおそれが	ある場合には、上記の年		
等、業務等の適正かつ円滑な実施に	限に関わら	ず、相互にその変更を申		
重大な支障が生ずるおそれがある場	し出ること	ができるとされておりま		
合には、上記の年限に関わらず、相	す。			
互にその変更を申し出ることができ				
るとされております。				
(注2) 道路資産の貸付料は、実績料金収入	(注2) 同左		(注2) 同左	
が、計画料金収入に計画料金収入の				
変動率に相当する金額を加えた金額				
(加算基準額) を超えた場合、当該				
超過額(実績料金収入一加算基準				
額)が加算されることとなっており				
ます。また、実績料金収入が、計画				
料金収入から計画料金収入の変動率				
に相当する金額を減じた金額(減算				
基準額) に足りない場合、当該不足				
額(減算基準額―実績料金収入)が				
減算されることとなっております。				
	② 道路資産以外の	未経過リース料		
	1年内	102百万円		
	1年超	536百万円		
	合計	638百万円		

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(当社による事業譲受)

中間連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)に記載のとおりであります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(当社による株式会社高速道路総合技術研究所の新設分割)

中間連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)に記載のとおりであります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(当社による事業譲受)

連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1, 263. 02円	1, 322. 13円	1, 209. 46円	
1株当たり中間(当期)純利益金額	115. 19円	112.67円	61.63円	
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 金額	潜在株式が存在しないた め記載しておりません。	同左	同左	

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	14, 975	14, 648	8,011
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	1	_
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	14, 975	14, 648	8, 011
普通株式の期中平均株式数 (千株)	130, 000	130, 000	130,000

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債(政府 保証債)を発行しました。

保祉	債)を発行しまし	<i>、</i> た。
区分	政府保証第9 回中日本高速 道路債券	政府保証第10 回中日本高速 道路債券
発行 総額	金200億円	金200億円
利率	年1.8パーセン ト	年1.8パーセン ト
発行 価額	額面100円につ き金99円95銭	額面100円につ き金99円40銭
払込 期日	平成18年10月 16日	平成18年11月 20日
償還 期日	平成28年10月 14日	平成28年11月 18日
担保	一般担保	一般担保
資金 の使 途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 緒、災害復旧 その他の管理 の資金	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金
区分	政府保証第11 回中日本高速 道路債券	政府保証第12 回中日本高速 道路債券
発行 総額	金100億円	金200億円
利率	年1.7パーセン ト	年1.8パーセン ト
発行 価額	額面100円につ き金99円65銭	額面100円につ き金99円50銭
払込 期日	平成18年12月 18日	平成19年1月 23日
償還 期日	平成28年12月 16日	平成29年1月 23日
担保	一般担保	一般担保
資金 の使 途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金	高速道路の新 設及び改築が びに維持、修 繕、災害復旧 その他の管理 の資金

I 株式取得による会社の買収

当社は、当社が行う業務の根幹をなす 高速道路の維持管理業務について、当社 グループの一部門として、戦略を共有し ながら一体的に実施することを目的とし て、中日本ハイウェイ・パトロール名古 屋㈱他6社の株式を取得し、子会社とし ました。

<買収の枯	<買収の概要>				
株式取得 する会社 の名称	中日本ハイウェイ・パト ロール名古屋㈱				
事業内容	当社が管理する高速道路 の交通管理業務及びこれ に附帯する業務				
規模	資産 278百万円 負債 178百万円 純資産 100百万円 (平成19年10月1日現在)				
株式取得 の時期	平成19年10月 1 日				
取得する 株式の数	100千株				
取得価額	100百万円				
取得後の 持分比率	当社100%				
株式取得 する会社 の名称	名古屋道路エンジニア㈱ (注)				
事業内容	当社が管理する高速道路 の保全点検及びこれに附 帯する業務				
規模	資産 5,026百万円 負債 2,279百万円 純資産 2,746百万円 (平成19年3月31日現在)				
株式取得 の時期	平成19年10月29日				
取得する 株式の数	38千株				
取得価額	459百万円				
取得後の 持分比率	当社58.0%				
(注) 株式	(注) 株式取得時の名称で、平成19年11				

月29日の臨時株主総会で、中日本 ハイウェイ・エンジニアリング名 古屋㈱に商号を変更しておりま

I 会社分割

当社の中央研究所は、東日本高速道 路、西日本高速道路及び当社における高 速道路の管理及び建設にかかる既往技術 の改善、また新技術の調査・研究及び技 術開発を行ってきましたが、東日本高速 道路、西日本高速道路及び当社は、高速 道路技術の粋を集約し、高水準で効率的 な調査・研究及び技術開発を共同で行う ため、平成19年4月2日に、中央研究所 を3社共有の会社とし、高速総研として 設立しました。

<分割の概要>

事業内容	高速道路の管理及び建 設にかかる技術に関す る調査、研究及び開発		
事業規模	第2期運営費 4,853百万円 ^(注)		
分割の形態	新設分割		
分割会社の 名称	株式会社高速道路総合 技術研究所		
資産、負債 及び純資産 の額	資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円		
従業員数	99名		
その他	高速総研に対する東日本高速道路、西日本高速道路及び当社の出資 比率は、それぞれ1/ 3であります。		

(注) 第2期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 運営費は、 東日本高速道路、西日本高速道路及 び当社の負担額の合計額でありま

前中間会計期間(自平成18年4月1日

至 平成18年9月30日)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 前事業年度

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

なお、上記の全ての社債に、以下の 特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務 返済機構法の規定により、債券に係る債 務が独立行政法人日本高速道路保有・債 務返済機構によって引き受けられた場 合、同機構は、当社と連帯して当該債務 を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速 道路保有・債務返済機構債券の債権者の 先取特権と同順位となるとされておりま す。

Ⅱ 子会社の設立

当社が行う業務の根幹をなす高速道路の料金収受業務について、当社グループの一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施することを目的として、平成18年9月27日の取締役会において、子会社を設立することを決議し、以下の2社を平成18年10月30日に設立することとしました。

<設立する子会社の概況>

商号	中日本エクストール横浜㈱	中日本エクス トール名古屋 ㈱
事業内容	当社が管理す る高速道路の 料金収受業務 及びこれに附 帯する業務	当社が管理す る高速道路の 料金収受業務 及びこれに附 帯する業務
設立 年月 日	平成18年10月 30日	平成18年10月 30日
所在 地	横浜市港北区	名古屋市中区
代表者	代表取締役社 長 伊藤秀一	代表取締役社 長 山本繁男
資本金	50百万円	50百万円
発行 済株 式数	100千株	100千株
株主 構成	当社100%	当社100%

株式取得 する会社 の名称	㈱アステック・メンテ ^(注)
事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務
規模	資産 1,086百万円 負債 152百万円 純資産 934百万円 (平成19年9月3日現在)
株式取得 の時期	平成19年11月 1 日
取得する 株式の数	50千株
取得価額	910百万円
取得後の 持分比率	当社100%

(注) 株式取得時の名称で、平成19年11 月1日の臨時株主総会で、中日本 ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱ に商号を変更しております。

株式取得 する会社 の名称	日本メンテックス㈱(注)
事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務
規模	資産 1,717百万円 負債 804百万円 純資産 913百万円 (平成19年3月31日現在)
株式取得 の時期	平成19年11月 6 日
取得する 株式の数	406株
取得価額	238百万円
取得後の 持分比率	当社73.5%
(注) 株式	取得時の名称で 平成19年11

(注) 株式取得時の名称で、平成19年11 月26日の臨時株主総会で、中日本 ハイウェイ・メンテナンス東名㈱ に商号を変更しております。 Ⅱ 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債(政府 保証債)を発行しました。

区分	政府保証第13 回中日本高速 道路債券	政府保証第14 回中日本高速 道路債券
発行総額	金200億円	金200億円
利率	年1.7パーセン ト	年1.9パーセン ト
発行価額	額面100円につ き金99円60銭	額面100円につ き金99円95銭
払込 期日	平成19年5月 21日	平成19年6月 18日
償還 期日	平成29年5月 19日	平成29年6月 16日
担保	一般担保	一般担保
資金 の使 途	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復 その他の管理 の資金	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 繕、災害復 その他の管理 の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特 約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務 が機構によって引き受けられた場合、同 機構は、当社と連帯して当該債務を負う こととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速 道路保有・債務返済機構債券の債権者の 先取特権と同順位となるとされておりま す。

(自	前中間会計期間 平成18年4月1日 平成18年9月30日)		当中間会計期間 平成19年4月1日 平成19年9月30日)	前事業年度 平成18年4月1日 平成19年3月31日)
	央研究所は、東日本高速道 高速道路及び当社における高	株式取得 する会社 の名称	中部道路メンテナンス㈱ (注)	
の改善、ま	理及び建設にかかる既往技術 た新技術の調査・研究及び技 ってきましたが、東日本高速	事業内容	当社が管理する高速道路 の保全工事及びこれに附 帯する業務	
道路、西日 道路技術の	本高速道路及び当社は、高速 粋を集約し、高水準で効率的 究及び技術開発を共同で行う	1 担構	資産 2,320百万円 負債 569百万円 純資産 1,751百万円 (平成19年9月30日現在)	
	18年12月7日の当社取締役会 平成19年4月1日に、中央研	WT/W/W	平成19年11月19日	
速道路総合	共有の会社とし、株式会社高 技術研究所として設立するも 議しました。	取得する	85千株	
<分割の概	-	取得価額	1,600百万円	
事業内容	高速道路の管理及び建設 にかかる技術に関する調 査、研究及び開発	取得後の 持分比率	当社100%	
事業規模	第1期運営費 3,306百万円 ^(注1)		取得時の名称で、平成19年11)日の臨時株主総会で、中日本	
分割の形態	新設分割		ウェイ・メンテナンス名古屋	
分割会社の 名称	株式会社高速道路総合技 術研究所	株式取得	商号を変更しております。	
資産、負債 及び純資産 の額 ^(注2)	資産 2,132百万円 負債 一百万円 純資産 2,132百万円	する会社 の名称	東エン㈱(注)	
従業員数	約100名	事業内容	当社が管理する高速道路 の保全点検及びこれに附 帯する業務	
その他	株式会社高速道路総合技 術研究所に対する東日本 高速道路、西日本高速道 路及び当社の出資比率 は、それぞれ1/3であ	規模	資産 6,077百万円 負債 3,465百万円 純資産 2,612百万円 (平成19年3月31日現在)	
(注) 1. 第	ります。 1期(自 平成17年10月1日	株式取得 の時期	平成19年12月12日	
は	至 平成18年3月31日)運営費は、東日本高速道路、西日本高速道路、西日本高速道路、西日本高速道路、西日本高		32千株	
額	道路及び当社の負担額の合計 であります。 成19年4月1日における見込	取得価額	512百万円	
	額であります。	取得後の 持分比率	当社57.3%	
		(注)株式取	得時の名称で、平成19年12月	

25日の臨時株主総会で、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱に

商号を変更しております。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平原	間会計期間 対19年4月1日 対19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	株式取得 する会社 の名称 サー	アルプスハイウェイ -ビス ^(注)	
	事業内容の	生が管理する高速道路 呆全工事及びこれに附 する業務	
	株式取得の時期平原	艾 19年12月13日	
	取得する 株式の数 50 ⁻	千株	
	取得価額 310	百万円	
	付分比率	±100%	
	14日の臨 ウェイ・; を変更して II 社債の発行 当社は、以下	時の名称で、平成19年12月 持株主総会で、中日本ハイ ペンテナンス中央㈱に商号 ごおります。 「の条件で普通社債を発行	
	しました。 中日本語 区分 路株式会 2 回社債	注社第 路株式会社第	
	発行 総額 金200億	円 金300億円	
	利率 年1.6パト	ーセン 年1.92パーセ ント	
	発行 額面100 価額 き金100	円 き金100円	
	払込 平成19年 期日 11日	平成19年10月 11日	
	償還 平成26年 期日 19日	平成29年9月 20日	
	担保 一般担保	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	高速道路資金の使途・その他の資金の資金	で築並設及び改築並す、修びに維持、修ぎ復旧繕、災害復旧	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	政府保証第18 回中日本高速 道路債券	
	発行 総額 金100億円	
	利率 年1.5パーセン	
	発行 額面100円につ 価額 き金99円40銭	
	払込 平成19年12月 期日 17日	
	償還 平成29年12月 期日 15日	
	担保 一般担保	
	高速道路の新 設及び改築並 びに維持、修 緒、災害復旧 その他の管理 の資金	
	なお、上記の全ての社債に、以下の特	
	約が付されております。	
	① 機構法の規定により、債券に係る債務	
	が機構によって引き受けられた場合、同	
	機構は、当社と連帯して当該債務を負う	
	こととされております。 ② 上記①に定める債務引受がなされた場	
	合、本債券の債権者は、機構法の規定に	
	より、機構の総財産についても、担保に	
	供されることとしております。	
	③ 上記②の先取特権の順位は、日本高	
	速道路保有・債務返済機構債券の債権	
	者の先取特権と同順位となるとされて	
	おります。	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自	当中間会計期間 平成19年4月1日 平成19年9月30日)	前事業年度 平成18年4月1日 平成19年3月31日)
	Ⅲ 子会社等の設立		
	当社は、	不動産関係業務の効率化、当	
	社グループ	内における人材派遣業務への	
	対応及び福利厚生の充実を図るため、平		
	成19年12月6日の取締役会において、子会		
	社等を設立	することを決議し、以下の 2	
	社を平成20年2月1日(予定)に設立する		
	こととしま	した。	
	<設立する子	- 会社の概況>	
	商号	NEXCO中日本サービス(株)	
	事業内容	不動産関係業務及び当社 グループにおける人材派 遺業務並びにこれらに附 帯する業務	
	設立年月日	平成20年2月1日(予 定)	
	所在地	名古屋市中区	
	資本金	75百万円	
	発行済株式 数	150千株	
	株主構成	当社100%	
	<設立する関	連会社の概況>	
	商号	㈱NEXCO保険サービス	
	事業内容	損害保険・生命保険の代 理店業務及びこれに附帯 する業務	
	設立年月日	平成20年2月1日(予 定)	
	所在地	東京都 文京区	
	資本金	15百万円	
	発行済株式 数	30千株	
	株主構成	当社33.3%	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始目から半期報告書提出目までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第2期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年6月28日東海財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年9月13日東海財務局長に提出。

事業年度(第2期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 有価証券届出書(社債の発行)及びその添付書類 平成19年9月18日東海財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年9月25日、平成19年9月28日及び平成19年10月4日東海財務局長に提出。 いずれも平成19年9月18日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

平成19年3月13日に発行した当社第1回社債(中日本高速道路株式会社第1回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付))(以下「第1回社債」といいます。)、平成19年10月11日に発行した当社第2回社債(中日本高速道路株式会社第2回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付))(以下「第2回社債」といいます。)及び当社第3回社債(中日本高速道路株式会社第3回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付))(以下「第3回社債」といいます。)には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。第1回社債、第2回社債ないし第3回社債(以下「各社債」といいます。)は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注)1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
 - 2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
 - 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事 完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。 ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属 する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画 に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加 した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成19年12月26日現在)

有価証券の名称	│ 発行年月日	償還金額の総額	上場金融商品取引所名又は
有個証券の名称	光17千月日	(百万円)	登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第1回社債(一般担			
保付、独立行政法人日本高速道路保有・債	平成19年3月13日	25,000	非上場・非登録
務返済機構重畳的債務引受条項付)			
中日本高速道路株式会社第2回社債(一般担			
保付、独立行政法人日本高速道路保有・債	平成19年10月11日	20,000	非上場・非登録
務返済機構重畳的債務引受条項付)			
中日本高速道路株式会社第3回社債(一般担			
保付、独立行政法人日本高速道路保有·債	平成19年10月11日	30,000	非上場・非登録
務返済機構重畳的債務引受条項付)			

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成19年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目8番6号 子会社及び関連会社はありません。

④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2 人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

> また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、 平成19年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、 理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成19年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

(単位・百万円)

		(単位:日刀円)
I	資本金	4, 596, 574
	政府出資金	3, 488, 539
	地方公共団体出資金	1, 108, 035
Π	資本剰余金	848, 903
	資本剰余金	31
	日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850, 932
	損益外減損損失累計額	△2, 061
Ш	利益剰余金	436, 152
資	本合計	5, 881, 630

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的
- 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の 円滑な実施を支援すること
- (b)業務の範囲 (i)高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii)協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に 充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債 務の返済を含みます。)
 - (iv)政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v)国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi)政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、 道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行 その他の業務
 - (ix)本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業 務
 - (x)本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi)(x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c)事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i)機構法
- (ii)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第 64号)
- (iv) 通則法
- (v)日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi)高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

平成19年2月16日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 秦 博文 囙 公認会計士 業務執行社員 指定社員 囙 公認会計士 谷口 定敏 業務執行社員 指定社員 公認会計士 平野 晃 囙 業務執行社員 指定社員 小林 幸宏 囙 公認会計士 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成 基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終 了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況 に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DI F

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出 会社)が別途保管しております。

平成19年12月26日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定社員 公認会計士 谷口 定敏 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成 基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終 了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況 に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会 社)が別途保管しております。

平成19年2月16日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 秦 博文 囙 公認会計士 業務執行社員 指定社員 囙 公認会計士 谷口 定敏 業務執行社員 指定社員 晃 公認会計士 平野 囙 業務執行社員 指定社員 小林 幸宏 囙 公認会計士 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出 会社)が別途保管しております。

平成19年12月26日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定社員 公認会計士 谷口 定敏 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。